

令和5年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年6月22日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第61号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第62号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第63号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第64号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第65号	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第66号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第67号	飛騨市指定金融機関の指定の変更について
第9	議案 第68号	飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第69号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第70号	令和5年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第12	議案 第71号	令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第13		一般質問

○出席議員（12名）

1番	小水	笠	原上	美雅	保	子
2番	谷		口	雅		廣
3番	上		吹	敬		信
4番	井	ケ	端	豊		孝
5番	澤			浩		二
6番	住		田	史		朗
7番	徳		島	清		美
8番	前		川	純		次
9番	野		村	文		博
10番	籠		山	勝		憲
11番	高		原	恵	美	子
12番				邦		

○欠席議員（1名）

13番	葛		谷	寛		徳
-----	---	--	---	---	--	---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都		竹	淳		也
副市長	湯	之	下	明		宏
教育長	沖		畑	康		子
総務部長	谷		尻	孝		之
企画部長	森		田	雄	一	郎
市民福祉部長	藤		井	弘		史
商工観光部長	畑		上	あ	づ	さ
農林部長	野		村	久		徳
基盤整備部長	森			英		樹
環境水道部長	横		山	裕		和
病院事務局長	佐		藤	直		樹
教育委員会事務局長	野		村	賢		一
会計管理者	渡		邊	康		智
消防長	堀		田	文	二	郎
財政課長	上		畑	浩		司
宮川振興事務所長	平		田	直		久

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡		田	浩		和
書記	倉		坪	正		明
	畠		中	み	な	み

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（住田清美）

皆様おはようございます。本日の欠席議員は、13番、葛谷議員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（住田清美）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、谷口議員、4番、上ヶ吹議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第61号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第12 議案第71号 令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）

日程第13 一般質問

◎議長（住田清美）

日程第2、議案第61号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第12、議案第71号、令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）までの11案件につきましては、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。11案件の質疑と併せて、これより日程第13、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。5番、井端議員。

〔5番 井端浩二 登壇〕

○5番（井端浩二）

皆さんおはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問、大きく2つに分けて質問をさせていただきます。

まず初めに飛騨市結婚相談所についての質問をさせていただきます。昨日の質問でもいろいろ少子高齢化の問題が出てきておりますが、全国的に少子高齢化が確実に進んでいて、政府でも少子化対策として、児童手当の増額や子育て支援の政策が発表されましたが、飛騨市においても近年、保育園や小中学校の生徒数は減ってきており、少子化は確実に進んでいます。少子化については様々な要因があると考えられ、若者の人数も減ってきて、大学の卒業後は都市部で就職をしてしまうこと、これについては働き先の問題などもあるかもしれませんが、最近、新聞の記事でも掲載されましたが、少子化の主要因は、未婚の増加であるとされています。私たちの周りも未婚者がたくさんいます。昔は青年団や趣味などの活動団体があり、その中で仲良くなって結婚に至ったり、近所のおばさんの紹介や、親戚の方の紹介もあったものです。昔と比べると、紹介してくれる方の減少や青年団のような団体も少なくなり、出会える場が少なくなっているのは事実です。今回は飛騨市の結婚相談所の件や結婚についての取組について質問をさせていただきます。

ます。

1つ目、飛騨市三市一村で共同結婚相談所を外部委託しているようですが、どのように運営されているのか。また、成果や今後の取組について、どのようにしていくのか。そして市はどのように今後サポートしていくのかお尋ねさせていただきます。

2つ目、飛騨市では、であい・サポートセンターを運営していますが、これについてもどのように運営しているのか、もっと出会いの場を作ることができないか、今後の取組について確認をさせていただきます。

3つ目、結婚相談というと年齢的に20代から40代ぐらいになってしまうのですが、年齢を問わない結婚相談が考えられないか。将来的に1人で生活するよりは、2人で助け合いながら生活することもいいのではないのでしょうか。当然、個人の考えもいろいろありますが、年齢を問わない結婚相談について、市の考えをお伺いします。以上、よろしく願いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（住田清美）

藤井市民福祉部長。

※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

おはようございます。1点目の三市一村共同の結婚相談所の運営についてお答えをいたします。飛騨三市一村共同で合同会社リチェネットに委託して、結婚支援事業を展開しています。内容ですが、常時の対応としては、結婚支援ポータルサイトの運営、随時の相談対応、定期的相談所開設、カップリングのコーディネートなどを行っています。登録会員制度も運用しており、圏域全体で578名が登録されています。飛騨市民はそのうち62名で、男女比はおおよそ8対2で、男性が多い状況です。また、圏域全体で50代以上の会員登録者が38%を占めるなど、高年齢層も登録されています。このほか、婚活イベントや婚活講座を展開されており、昨年度はオンライン婚活イベントや身だしなみ講座を実施されました。婚活イベントについては、リアルマッチングを推進するため、同社に委託して、市独自の婚活イベントも別途に企画実施しており、昨年度は富山バスツアーイベントと、スキー場にて出会いイベントを実施しました。これら婚活イベントを通じ、昨年度は4組のカップルが成立しており、うち4名が飛騨市民でした。また、同社への委託事業での成婚報告は1名でした。コロナ禍で、どうしても参加者自体が少なめの状況ではあったものの、成果として一定のものにはなったと考えております。コロナ禍という出会いサポートに大きな支障となる状況であったものの、このような状況下で逆に「オンラインによる婚活イベント」という従来にはなかった出会いの手段が見いだせました。本市の婚活支援の課題として、全国の未婚者との出会いマッチングを上げ、機会創出手段を模索していましたので、大変有益な手法を見いだせたと思っております。今後も全国とのマッチングを目指したオンライン婚活をはじめ、県外、近場とのリアルマッチングとしてのイベント企画など、生活圈域外とのマッチング環境づくりに力を入れてまいります。また、こうした多様な婚活機会を創出していることを、きちんと必要な方に伝え、利用につなげるため、飛騨市の結婚相談と題したチラシや媒体などを作成し、

市からも積極的に広報発信し、サポート体制をとりたいと思います。

続いて2点目のあい・サポートセンターの運営についてお答えいたします。飛騨市であい・サポートセンターは、市の補助事業として、飛騨市社会福祉協議会が設置・運営されています。こちらは飛騨市内の方同士の出会いを中心に活動されており、専任の相談コーディネーターと8名の世話焼き人ボランティアが熱心に動き回り、一人一人に丁寧に対応されています。古川町公民館では、随時結婚相談を受けていますし、河合町、宮川町、神岡町では、定期的に相談日を設けて対応されています。また、会員登録制度も設けられており、現在51名の方が登録されており、そのうち8割が男性です。こちら、50歳以上の方が37%と、幅広い年齢層の方が利用されています。また、この会員登録により、県の結婚相談所である、ぎふマリッジサポートセンターにも同時登録されることになっており、県内登録者との出会い機会の創出にもつなげています。さらに、県内の様々な婚活イベント情報も得られ、会員同士がネット上でお相手検索し、お見合い設定のサポートを受けることもできるようになっています。飛騨市であい・サポートセンターの昨年度の相談件数は、延べ225件でした。世話焼き人によるお見合いの実施は8件で、3名の成婚報告があり、地道な活動により着実な成果を出されています。さきに答弁いたしましたリチェネット結婚サポートセンターが飛騨圏域出会い創出支援、飛騨市であい・サポートセンターが身近な市内での丁寧、親身な寄り添い支援といった位置付けになっています。もっと出会いの場を、とのお尋ねですが、両者ともそれぞれの特徴を生かし、かつ補完しあって、十分な出会いの機会の創出が図れているものと思っています。しかしながら、こうした結婚支援事業所の数多くの支援をもっと未婚の市民の方に知っていただき、相談してみようと、一歩踏み出す後押しを行うことが課題だと考えています。昨年度、こうした各機関の情報を集約したチラシを、職員の手づくりで作成し全戸回覧により周知しましたが、見ていただけないと意味がないため、業者に発注し、このたび、見栄えの良いわかりやすいチラシを作成したところです。来月の全戸回覧で周知を予定していますが、今後こうした結婚支援を多くの方に利用いただけるよう、周知の工夫に取り組んでまいりたいと思います。

続いて3点目の年齢を問わない結婚相談についてお答えいたします。年齢を問わない結婚相談についてですが、これは議員ご指摘のとおりでございます。総合福祉課が婚活を担当しておりますことは、人口減少対策もですが、結婚を望むも相手が見つけれないという悩み、家の継承などの悩み、高齢期を迎えていくにあたっての心配など、様々な悩みや心配をお持ちの市民の皆さんに、その解決を支援し、安心した生活を送っていただきたいというスタンスがあるからこそです。ここに、年齢で区切った考え方はございません。婚活イベント等になると若い方が中心と思われがちですが、オンライン婚活では、実際に60歳代の方の参加もあるなど、決して高齢層の参加がないわけではありません。ただ、参加しづらいということはあると思います。それでも会員登録を見ますと、リチェネット、飛騨市であい・サポートセンターともに、50歳以上が約4割を占めるなど、結婚したいと行動を起こされている方はしっかり顕在化しています。イベントでのマッチングにはあまり適さないとしても、個別の対応支援はしっかり行われております。婚活支援というと、婚活イベントがどうしてもイメージ的に大きくなります。しかし、実際はじっくり相談に乗り、地道なお見合いサポートや個別の世話焼き人の仲介による支援など、その方に合ったお相手探しをお手伝いし、マッチングまで支援していることが基礎となっており、圏域や各

年齢層等、様々な方々に対応する婚活支援体制を敷いております。昨年度、40歳代の成婚事例は3件ありましたが、50歳以上の成婚事例はまだないため、地道な支援のみならず、熟年者のみを対象として参加しやすい婚活イベントなど、実際の成婚に向けた有効な取組についても今後検討してまいりたいと思います。これからもこうした幅広い支援の考え方の中で、全ての年齢層の結婚に対する悩みに対応していきたいと考えております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○5番（井端浩二）

ありがとうございます。やはりSNS等のネットでやる婚活イベントというのは今見ると大変多いんですが、今三市一村でやっているリチェネットサポートセンターですか、今の登録者数を聞くと578名で飛騨市が62名、そのうち男が8割を占めるということで、ちょっと思ったより少ないなと思ったんですが、ですから、今後言ったチラシ等を作りながら、アピールしていくということを確認させていただいたわけですが。他の市町村、三市一村でやっているわけですので、ほかの高山市や下呂市、白川村の担当者との意見の相談ということでは、数回やられたとか、今後やっていくのか、ちょっとその辺だけ確認させてください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

この件に関しましては三市一村で、合同でやっておりますので、毎年意見交換をしながら、例えば前の年の反省を踏まえて今年はどうやっていくとか、そういった会議を踏まえて毎年度事業を執り行っているというところでございます。

○5番（井端浩二）

三市一村で話し合っている中でどんな意見が出てきたのか、こういう婚活イベントをもうちょっと増やさないかとか、そんな話は出てきましたか。確認させてください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今ほどご答弁をさせていただきましたが、コロナ禍であったため、オンラインの婚活イベント、これにつきましては、こういった会議の中でこういった形でできるのではないかというような形で、実施したということが一例でございます。

○5番（井端浩二）

ここ3年ほどやはりコロナ禍ということもあって、なかなかやりたいイベントもできなかったということもありますので、また今後、ぜひ会員数を増やすことと、そしてPRをしていただきながら、何とか婚活ができることをお願いしたいと思います。では次の質問に入らせていただきます。

2つ目、障害者支援アプリについて。6月1日の新聞に障害者支援アプリ導入という記事が掲載されました。障害者支援アプリ導入は全国で3例目、東海地方の自治体では初めてだそうです。身体障害者手帳をお持ちの方、そして介助者や家族が使用するもので、自治体からの連絡や福祉サービスなどの情報が見られるものだそうです。携帯電話などでSNS、ソーシャルネットワー

キングサービスが簡単に見られることは大変いいことだと思います。そこで今後のこともあり、そのアプリの内容や今後の市の考えを確認させていただきます。

1つ目、障害者支援アプリは東京の業者と契約し開発され、今年の11月頃に導入されるようですが、自治体の連絡のほかにもどのようなことに使用できるのか確認をさせていただきます。この障害者支援アプリ導入によって今後いろんなアプリが開発され、導入されるのではないかと考えられますが、母子手帳の代わりになるような子育て支援アプリや、前回私も質問させていただきました、体育館やグラウンドの予約をするアプリなど、いろいろなことが考えられます。自治体アプリを導入している自治体もありますが、市としては今後、自治体アプリなどの導入をどうしていくのか、市の考えをお伺いさせていただきます。以上よろしくお願いたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは1点目の障害者支援アプリの活用方法についてお答えをいたします。障害者支援アプリの導入は、障害をお持ちの方が、市から提供する様々な障害者支援の情報を、普段の生活の中でどこにいてもスマートフォンで手軽に素早く得られるようにし、デジタル障害者手帳の円滑な活用にもつなげるものです。障害者支援情報については、昨年度わかりやすい情報提供のため、その整理に取り組み、市のホームページを再編したほか、障害者福祉のしおりなど冊子化したものも作成しました。これにより、実際にサービスや支援制度利用について問い合わせが増え、新たな支援につながった方もあり、効果を実感したところです。しかし、素早く知りたい情報にたどり着けるかという点、そうした視点で工夫してみたものの、まだまだ十分ではないと感じており、ブラッシュアップに取り組むよう計画していました。今回のアプリ開発においては、この点の課題解消に有益につながるものであるため、まずはこの点で効果をなすものとして考えています。その上で、各種手続きで可能なものについては、オンラインでの申請ができるようにするなど、さらなる利便向上のため、順次機能拡充していきたいと考えています。手話通訳者の派遣申し込み等、聴覚障害をお持ちの方には有効性が高いため、特に利便性を求めたものにできるよう検討してまいります。また、障害者の皆さんの声を集めやすくするアンケートや、問い合わせ機能も手軽なものにできるようにしたいと考えています。このほか、重症心身障害をお持ちの方の団体「あかりんぐ」にて作られたバリアフリーマップや、市で今年度より順次着工していくバリアフリートイレ改修によるトイレのマップ化など、マップ情報等の検索性、利便性の向上もこのアプリが有効に活用できるものと考えており、こちらも順次取り組んでいきたいと考えています。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは私からは、2点目の自治体アプリの導入方針についてお答えいたします。市民福祉部

長より答弁申し上げましたとおり、今回の障害者支援アプリ導入にあたっては、障害者ご本人や支援者の方へ、障害種別に応じた情報発信が従来の方法では難しいといった課題の解決が目的となっております。議員ご指摘の子育て支援アプリについては、障害者支援アプリとは異なり、対象者への情報発信よりも、各種手続きを窓口に行かなければならないことなど、手続きの部分に課題があると考えています。そのため、仮にアプリを導入するとしても、情報発信よりも電子申請機能を充実させる必要があります。また、母子手帳アプリについては、国においてマイナンバーを活用したプラットフォームの構築を進めるとの情報もあり、国の動向を注視していく必要があります。このように多岐にわたる行政サービスを向上させるための手段が必ずしもアプリの活用であるとは限らず、それぞれの行政サービスに応じたプラットフォームの活用を検討してまいります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○5番（井端浩二）

ありがとうございます。障害者アプリについては大変期待をしております。また見てみたいと思います。

今の話、アプリもいろいろありまして、僕も登録はしているんですが飛騨市の防災特設サイト、あるいはほっと知るメール、昨日の話も出ましたが、熊の情報や通行止め、あるいは図書館の利用、いろんな飛騨市の広報の情報が携帯電話で確認することができます。そういったものを含めて、それを自治体アプリと言うのかちょっとあれなんですけど、今後も子育て支援等については手続きが必要ということもありますので、アプリでの手続きはできないのか、その辺を確認させてください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

市役所の業務全体としてお答えさせていただきますけども、今、やはりそういったことにつきましては、今後、積極的に進めたいと思っています。そういった中で、マイナンバーカードであったりとか、やはりそういったいろんな意味でのプラットフォームが出そろった中で、それに適応したアプリなり、いわゆるウェブなり含めて検討していきたいと思っております。

○5番（井端浩二）

マイナンバーカードと保険証が一緒になるような計画もあるようですが、それがいいか悪いかは別として、そういうアプリが発達しますと、当然ご年配の方の電話が折り畳み式の携帯電話であったりとか、使いにくいとか、分からないという方がみえます。そういった方についての説明会等については開く予定があるのか、今後のことですので。もし分かる範囲でよろしく願います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

今の件に関しまして非常に重要なことかと思えます。やはりそちらのほうに流れていってしまうと今までのアナログはどうなるんだということも当然あります。そういった中で、積極的にそ

ういったものを使いたいといった方が見えた場合なんですけども、一つにやはりスマートフォンの使い方教室というのも今現在たしかやっているかと思えます。一方で、この間振興事務所のほうであったんですけども、例えばウェブラジオの使い方みたいな講座もたしかあったと思えます。そういった形で今のアプリなりが、どこの層でこういった形で利用されるということも当然あるんですけども、その普及について、使い方等々については丁寧に進めていきたいと考えております。

○5番（井端浩二）

ありがとうございます。今後いろんなアプリ、あるいはSNSを利用したものがすごく流行って、大変便利になると思います。自治体アプリについても障害者アプリについても大変期待をしておりますので、ぜひとも、また良いものになるように頑張ってくださいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔5番 井端浩二 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で、5番、井端議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前10時35分といたします。

（ 休憩 午前10時30分 再開 午前10時35分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。1番、小笠原議員。

〔1番 小笠原美保子 登壇〕

○1番（小笠原美保子）

議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。今回大きく2つに分けて質問いたします。

まず1点目ですが、不登校児への支援についてお尋ねいたします。文部科学省では、1年で30日以上を欠席することを不登校と定義され、文部科学省の調査では、小・中・高等学校の不登校の児童生徒が急増し、全国で30万人となりました。その中でも、90日以上長期欠席者が増えており、飛騨市も人ごとではありません。文部科学省では、令和5年3月に総合的な対策「COOLOプラン」を取りまとめ、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えることなど、提案をされています。心のSOSを把握するともあり、地方公共団体、学校などと連携して、一人一人の心に寄り添った支援を行うとあります。不登校に至るまでの背景には、社会、学校、家庭、人間関係など、改善すべき環境要因は多々見受けられます。原因は様々で、一人一人違うのですが、学校へ行けなくなることで、自己評価が低く自信がなくなる、このままではいけないと思っているが、どうしたらよいのか分からないなど、共

通した点があると言われていました。不登校という経験が子供たちのこれからの人生において、大きな学びや教訓となり、夢を叶えるために、たくましく社会に出られますように願って質問いたします。

1つ目は、学校に行けない子供たちの現状についてです。30日以上欠席する不登校、90日以上の長期欠席者、あるいはそこまでいかなくても、エネルギーが続かずに短期間の欠席を繰り返す児童生徒など、それぞれの形があると思います。不登校の傾向のある子への対応はどのようにされていますか。保健室登校や相談室なら入れるといった教室に入れない子供の対応をする先生の役割は大きく、負担もまた大きくなると思います。担任の先生との連携や人手は足りているのでしょうか。また、不登校になってしまった子への対応はどのようにされていますか。短期間見守ることで頑張れる子、長期化している子では対応は違うと思われませんが、学校へ行けない子供たち、それをサポートする学校の状況をお尋ねいたします。

2つ目は、グリーンルームの役割についてです。グリーンルームは、飛騨市内の小学生及び中学生を対象とした飛騨市内の教育相談室です。児童生徒、保護者の皆様へのお知らせには、「子どもの心に寄り添い、不安や悩みの解消を図ります。一人一人の心身の状況に応じて、通室する日数・時間・内容を決めながら、復学に向けて子どもが意欲的に活動できるよう、保護者や学校と連携し、支援をしていきます。」とあります。小学生や中学生など、年齢に幅広く対応されていますが、現在の利用状況をお尋ねいたします。また、通室するまでの流れ、グリーンルームでの過ごし方、中学校を卒業した子供たちへのサポートなど、どのようにされているのでしょうか。「グリーンルームにいて、安心感、安定感、生命力が持てるようにと願っています。」とあり、学校生活のみならず、子供たちが生きていくための根本的な力を持つためにもサポートをされているようですが、理念と現状をお尋ねいたします。また、子供たちのやる気を起こさせるために、どのようにされているのでしょうか。

3つ目は家庭へのサポートについてです。学校へ行けなくなるのには、家庭の環境も大きな要因であると言われていました。家庭での生活習慣や食生活はそれぞれ違いますし、表からは見えにくいものです。ただ、ほとんどの保護者にとって、我が子が学校行けなくなることでどのように対処すればよいか分からず、大きく悩まれるのではないのでしょうか。なぜ学校へ行かないのか子供を叱ったりなだめたり、親としての自分を責めたり、悩まれることと思います。子供たちの支えは言うまでもなく、お父さんやお母さんの存在です。どんな状況にあっても子供を受け入れ、困難を乗り越えられるというお父さんやお母さんの積極的で忍耐強い気持ちで、子供たちを支えています。そのために、子供を育て、支える過程で親としてご自身も大きく成長されますように、家族の在り方、家庭でのよき生活習慣あるいは福祉関係でのサポートが必要になる部分など、行政でどのように関わっているのか。また、タブレット端末の普及により、家庭での授業参加も進んでいるのか、併せてお尋ねいたします。

4つ目は、校内フリースクールについてです。学校内の空き教室などを利用し、不登校の児童生徒が学校内で居場所がつけられるような取組を、愛知県や兵庫県で進められています。校門から他の生徒に合わずに行けるよう配慮されていたり、学校内で設置されているので、子供が引け目を感じにくく、教室の復帰がされやすいなど成果が出ているとのこと。集団が苦手な発達に特性のある子供や、少し疲れたので数日間そちらの教室へ登校し、元気になってまた在籍学級に

戻るといふ子供など、柔軟な使い方だ不登校の未然防止にもつながっているようです。子供を学校に適応させることより、学びたい子供を理解し、居場所を作り、支援するという理念が、子供たちも多様性を受け入れられる心を育てていけるのではないでしようか。復帰への道筋が描きやすい取組であると思ひますが、飛騨市ではどのようにお考えでしようか。

5つ目は、市内での思春期健診モデルの実施に向けた準備についてです。今定例会の開会日に、市の発達支援体制において、思春期の支援が手薄になるという課題がある中、思春期健診という国内でも体制が確立されていない取組を次年度以降に市内で実施していくために、この分野の研究に取り組まれている専門医師と連携して準備を進めると市長から説明がありました。事業概要にも、「厚生労働省科学研究班で実施されている、身体的、精神的、社会的に健やかな子供の発育を促すための切れ目のない保健、医療体制提供のための研究における思春期健診について飛騨市をその研究の実証フィールドと位置付け、市内でモデル的实施するための準備、検討を行います。」とあり、思春期を迎えた子供たちの体や心の現状や問題を把握するための予防的アプローチ体制の構築に向け準備、検証を行うとのことだ。生きづらさを抱える方の力となれる取組であると思ひますが、とても難しくて分かりにくいので具体的にどのようにされるのかお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

では私からは、不登校児童への支援についての1から4についてお答えをいたします。まず初めに、1の学校へ行けない子供たちの現状についてと、4の校内フリースクールについては関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

不登校、不登校傾向にある児童生徒につきましては、毎月、個別の指導記録を各学校で作成しまして、教育委員会と情報を共有しております。学校では、ケース会議を行い、それぞれの子の状況によって方針や具体的な対応を決めていきます。児童生徒の様子は、登校時刻も登校後の動きも様々です。相談室や保健室など、別室でクールダウンを行い、教室へ向かう子。そのまま別室で担任等と相談して、自分で決めた学習を進める子。選んだ教科の時間だけ教室で学習する子など、一人一人異なっています。別室では教育相談員やスタディサポーターの支援を受けながら学習します。オンラインを使ってリモートで授業に参加することや、教科担任等が個別に授業をすることもございます。登校時刻や時間割なども自分で決めて取り組みますことで、達成感や自己肯定感を高めています。中学校は常勤の教育相談員が相談室に常駐して、生徒の生活や学習を見守り、相談にのったり学級とつないだりしてはいますが、小学校は教師やスタディサポーター、支援員が交代で支援に当たっています。A中学校を例にとりて、具体的に紹介いたします。昨年、自分をコントロールし、自分で決める力をつけるために、毎日時間割の授業について、どこで学ぶか、何をどのように学ぶかを自分で決めて、カードに記入し、実行することを続けました。帰る前に、振り返りをカードに記入して提出し、関係職員で共有してきました。そして、今年はいままでいろいろな状態の生徒が混在してはいた相談室を、目的に合わせてスタディールームとリラックスルームとに分け、子供の心の調子に合わせて教室を選べるようにしてはいます。

現在は、教室に戻った生徒や教室で過ごす時間が長くなった生徒が増加するとともに、スタディールームでの学習も集中力が大変高まっていると聞いております。この学校に限らず、担任は休み時間や授業の途中で声をかけに行きますし、どのように過ごしたかは、放課後の打ち合わせや報告メモで必ず情報を共有します。保護者との一番の窓口は担任なので、学校での様子は保護者とも共有し、今後について、適時相談を行ってまいります。議員のお話にありました、誰1人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」では、不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の整備として、校内教育センターの設置が示されておりますけれども、今お話ししましたように飛騨市の小中学校では、落ち着いた空間の中で、自分に合ったペースで学習、生活できる場所を設置し整備することにこれまでも努めてきております。ただ、スタッフにつきましては、教育相談員もスタディサポーターも募集をかけても適任者が見つからないことも多く、十分とは言えない状況でございます。登校できないお子さんに対しては、学級担任を中心にチームを組んで、定期的に家庭訪問を行っています。本人に会えない場合も、保護者を通じて学校の様子を伝えたり、配布物を届けたりすることで、学校とのつながりを保つように留意しております。必要に応じてこどものこころクリニック等の専門医につなげたり、スクールカウンセラーや橋本心理士とのカウンセリングにつなげたりもします。また、グリーンルームへの通級やスタディサポーターによる学習支援など、保護者とともにその子に合った対応を考えております。その子の将来に向けて、どこにいても学びを保障できるように体制を整えているところでございます。

続いて、2番のグリーンルームの役割についてでございます。現在、グリーンルームには8名が申請を提出し、6名が週に1、2回程度通っております。通級するまでの流れは、まず学校に相談いただくと、相談員が保護者と面談を行います。その後、グリーンルームでの生活について、保護者からお子さんに伝えていただきます。通級を希望された場合は、学校を通して入級申請書を提出いただき、決定すると通級許可書をお届けします。家から外に出られないお子さんには相談員による家庭訪問から始めております。本人と会えずにご家族とお話して帰ることもございますけれども、これも大切な時間と捉えています。グリーンルームでは、塗り絵や手芸、ジグソーパズルなど、その子がしたいと思っていることから始めます。中学2年生、3年生頃になると進路を見つめるようになり、自分の目標ができた子から学習に向かいます。スタディサポーターによる学習支援を受ける子もいます。また、その子が中学校を卒業した後も、状況を報告しに来てくれることもございますし、こちらから元気かと連絡を入れることもケースによってはあります。また、悩んだり困ったりしている保護者とは、希望により引き続き面談を行っています。グリーンルームの理念は、家族以外の人も信頼し、自分の進路を主体的に捉えて、社会に自立する子を育てることです。そのために、その子の話にじっくりと耳を傾け、ありのままの自分でいいことを伝える。「どうしたいの。」、「どうしたの。」、「何を助けてほしいの。」と声をかけ、自分で決定できるように促し、やろうとしていることを否定しない。決定したことは、応援続けるなど、子供たちのやる気を引き出すように心がけておりますが、万能な手だてではなく、毎日悩んでいると申しております。ここでの子供たちの活動の様子や職員が気づいたことは記録し、学校とも共有します。教員との対面や学習指導を受けるタイミングを伝えたり、登校までの細かい打ち合わせをしたり、細心の配慮をして、次の段階につなげています。グリーンルームを巣立っ

た子供たちが、その子なりに充実した、それぞれの学校生活を送り、その姿を卒業式で見届けることが相談員にとって何よりの喜びで、また社会に自立していくことが願いであると申しております。私もそのように考えております。

私から最後に3点目、家庭へのサポートについてでございます。不登校のお子さんを持つ保護者は悩み苦しんでいる方がほとんどです。自分を責め、気持ちが不安定になっている方もいらっしゃいます。保護者の悩みに共感し、少しでも前向きな気持ちになれるように、教育委員会としては、次のような支援をしております。1つ目はグリーンルームの活用です。先ほども申しましたが、お子さんが小中学校に在籍している間だけでなく、卒業した後もつながりを持つことで保護者を支えています。2つ目は、学校心理士によるカウンセリングです。現在8名の保護者が登録し、月に1回、市役所において相談を行っています。その子の自立に向けて、大切にしたい生活習慣を具体的に示し、取組状況を毎月確認します。悩みを打ち明け、適切な助言を受けることで、気持ちにゆとりを持って帰られる方がほとんどです。3つ目は、スクールカウンセラーとの相談です。学校では、月に2～3回程度、保護者の希望に応じて面談を計画し、高度な専門性や豊富な経験を持って相談に応じています。4つ目は、こどものこころクリニックや飛騨市地域生活安全支援センターふらっとなどの医療や福祉の機関、あるいはなかましてらこやや、ハルジオン、なかよしキッズなどの市民団体や民間事業者との連携です。後者は新たな子供の居場所や保護者が気軽に語り合い、つながりを作る場として利用されています。適切な関係機関とつなぎ、状況に応じた早期の支援に努めているところでございます。いずれの場合も、本人や保護者の希望により、担任や相談員が事前に話をつないだり、付き添ったりすることもできます。最後に、タブレット端末を活用した家庭からの授業参加につきましては、要請に応じて配信を行っています。参加方法も相談し、希望する方法で学習に取り組むことができるようにしているところでございます。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

私からは、5点目の思春期健診モデルの準備についてお答えいたします。思春期健診モデルの実施は、次年度に行うことを目指して、本年度その準備を進めることとしています。市では、保小中を通じた発達支援体制について、様々な専門的支援体制を充実させてきた中、市組織ではない高校には入りづらかったこともあり、高校生にその支援の手が薄くなるという課題を近年抱えていました。社会に出る前のこの段階で、もっと自己を客観的に把握して、その特性を踏まえた適切な進路選択をするなど、社会に出て、生きづらさを感じることをないよう、この時期に必要な支援体制づくりの重要性を日々の大人のケース対応の中からも実感していたところです。しかし、ここで助言いただける適切な専門家とのつながりが市としてなかった中、市民病院の中林医師からの熱心な紹介と仲介があり、本年4月に高山市に赴任された坂下和美先生と面識を得るに至りました。先生は、まさにこの思春期の心身の健康づくりについて、日本でもまだ十分な取組がされていないことを危惧され、厚生労働省の科学研究班で思春期健診の社会実装化を目指して

取り組んでみえました。これまでの研究で、健診の実施手法はおおむね形づくられているものの、実際に国内で普及していくためには、自治体単位での実施形態を確立する必要があるとのお考えでいらっしゃいました。市としても、現状の課題に対し、最適な対応策になると判断し、本市をフィールドにモデル実施いただくこととしたものです。坂下先生には、次年度での具体的実施方法を今年度においてまとめていただくようお願いしており、市内の学校等とも調整を進めております。思春期健診の内容自体は既に国の研究の中でおおむね確立されているため、その内容に沿って実施するものとなります。健診自体は、事前の問診で子供たちの心の状態や、性に対する見識など、必要事項を事前アンケートで収集し、厚生労働省の研究班の方々が、問診や面談等を行う形で検討する方向で考えています。このモデル実施を通じ、実際に飛騨市で行う場合に、どの程度の人員と経費が必要かなども検証し、その結果を全国に広げるきっかけにもしたいと考えております。次年度に向けての準備では、健診はまずは希望制をイメージしており、学校や保護者への説明方法や、協力要請に対する精査が必要と考えています。また、アンケート収集の際の個人情報管理を踏まえた実施手法の精査、問診や面談の実施体制の精査等、準備段階で詰めていくことになるため、ふらっとプラスにて、先生の補佐をしながら進めてまいりたいと思います。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○1番（小笠原美保子）

丁寧な説明をいただきありがとうございます。ちょっと今聞いたばかりのところの思春期健診で1つお尋ねしたいんですけども、やはりちょっと抽象的で、本当に私ごめんなさい、理解がしにくいので、1つお尋ねしたいんですけども、希望制とおっしゃったんですけども、例えばもともと学校で先生方が把握していらっしゃる、とても団体生活が難しいだろうとか、馴染みが大変だろうなという方には積極的にお声がけをしていられるのか、今から決められることなので難しいと思いますけども、どういった形で進められるのか、もうちょっと丁寧に教えていただくと、理解できるのでお願いします。あとやはりそのメンタル重視なのかということも教えていただけるとありがたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

ここにつきましてはまだ想定の段階でございまして、議員がおっしゃられたような積極的な声かけがいいのかどうか、できるのかどうかということも含めて、本年度、検討してまいりたいということをおっしゃっております。2点目におっしゃられましたことにつきましては、やはりメンタル面が一番大事かなということをおっしゃっておりますので、そこも踏まえて本年度、先生ともしっかりと語りながら、現場の皆さんとも語りながら調整をしていきたいということをおっしゃっております。

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。さきの説明にあったとおり、やはり高校生とかということちょっと手が離れてしまって行き届かなかったりとか、そこでやはりつまずくお子さんとかも多いとは思っていますよね。なので、メンタルのところでも寄り添ってもらえるということは、私は本当に期待していますので、ぜひともまたどんな調子なのかとか、小まめに教えていただくとありがたいなと思います。

グリーンルームのこと、丁寧にありがとうございます。もう本当に寄り添っていただいて、一人一人のお子さんの状況であつたりとか、ご家庭にも寄り添っていらっしゃる。ましてやその卒業した子にまで寄り添ってくださっているというのは、ありがたいなと思います。そのご家庭にとっても心強いことだと思いますし、ぜひともそのまま続けていただいて、利活用する人が増えるとまた困るんですけども、やっていただくとありがたいと思います。そこに通う子供たちが6名、週1～2回のペースで行っていらっしゃるということなんですけれども、これは例えば出席扱いとかにはなるんですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

そこでの過ごし方の内容でございますけれども、きちんとスタディサポーターの指導を受けたり、学校の指導を受けての学びを進めている場合、出席扱いとして取り扱っております。

○1番（小笠原美保子）

分かりました。あともう1つ、授業参加のところで出席扱いになるのかというところで、いろんなケースがあると思うんですけれども、タブレットでの授業参加、その点でも出席扱いになるのか教えてください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

先ほどのことも含めましてなんですけれども、出席扱いというのは2種類ございまして、指導要録上に記載する場合の出欠席と、出席表等でカウントしていく出欠席がございしますが、家庭での参加につきましては現在のところ、なかなか認められておりませんので、そのところをもう少し押していきたいと思っております。

○1番（小笠原美保子）

ぜひよろしく願います。あと学校の先生のことちょっと気になるのですが、説明していただいたところで、やはり先生方がかなり声がけをしてくださったり、保護者と共有してくださったり、相談にまでのられたりとおっしゃったんですけども、私ちょっと気になるのが先生は学校で、お子さんたちの指導をするという大きな役目があるので、いわば、仕事が増えるじゃないですか。しかもやはり自分が担任を持っていたお子さんが学校に来られないということだけでも心を痛めていらっしゃると思うんですが、心身ともに先生のサポートというのほどのようにされてるのか教えてください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

先ほど家庭訪問についても、チームでということをし少し申し上げましたけれども、学校では必ずチームを作って、1人のお子さんに対応するようにしております。もちろん、その分だけ職員がいるわけでございますので、いろんなところの対応に兼ねている職員もおりますけれども、担任それから学年主任でありますとか、教育相談それから養護教諭だったり、管理職、生徒指導

など、そのお子さんについて、一番適切と思われるような職員でチームを組んで、お互いそれぞれ助け合いながら、担任1人に負担が重くなりすぎないように配慮しているところでございます。

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。それはとても心強いので、先生方にとっても心ということだと思いで、ありがとうございます。なので、今、家庭のサポートのところ、かなり充実しているなど思って伺わせてもらったのですが、本当にこどものところクリニックにつなげたりとか、ふらつとであったり、医療福祉、市民団体であったり、本当に一つ一つ挙げていただくと、思った以上に、市としては取り組んでくださっている、そのところは本当心強く思いますので、感謝いたします。お子さんたちにとって大事なのはやはり夢を持って、努力して未来を切り開いて社会に出ていくこと、もうそこに尽きると思っています。私、市民の方で、個人情報になるのであまり詳しいことは言いませんけども、私ぐらいの年代になっても外に出られない方がいらっしゃったり、その親御さんが心を痛めていらっしゃるケースもありますので、ここの思春期の部分で手助けできたり、導いていけるということを願って、次の質問へ移らせていただきます。

マイナンバーカード制度についてお尋ねいたします。便利になる、行政効率が高まるなどとアピールされているマイナンバーカードですが、最近は毎日のように、トラブルの報道がされています。マイナンバーカードを使って、コンビニで住民票の写しや戸籍証明書など受け取ろうとしたところ、別人の証明書が発行されるという不具合や、マイナンバーカードと健康保険証が一体化したマイナ保険証を使ったところ、別人の情報が登録されていたというトラブルが相次ぎ、さらには、給付金や補助金などを受け取る口座が全く別人のマイナンバーカードに登録されていた、家族内でまた同じ口座を登録していたなど、例を挙げると切りがありません。河野デジタル大臣は、十分なセキュリティー対策に取り組んでいると強調していましたが、セキュリティー以前の問題でありますし、改正マイナンバー法が成立してから、情報公開をされては不安を感じる人が増えるのではないのでしょうか。マイナンバーカードをつくれれば最大2万円のポイントをあげますと、キャンペーンで普及を急ぎましたが、このポイントの財源、2兆円以上の予算は私たちの税金です。それでも取得しない人もいるため、政府は現在の保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードと一体化するという方針を打ち出しました。日本は国民皆保険制度の国ですので、健康保険証は国民全員が持っています。保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化するのは、事実上義務化と言えます。現行の保険証、さらには、運転免許証を廃止してまで新しい制度が必要なのかと批判もあり、各市町村の窓口の負担や各事業所の負担も心配されます。今年度中には母子健康手帳とマイナンバーカードの一体化も始められるそうですが、母子手帳は妊娠中、出産の経過だけではなく、生まれた後の赤ちゃんの定期健診や予防接種なども記録する大切なものです。手にすることで、母親となる自覚や喜びがでるかけがえのないものであり、親子ともども生涯の宝物となっているのではないのでしょうか。また、スマートフォンにマイナポータルアプリをインストールすれば便利に使えるため進められていますが、アプリの利用規約には、「マイナポータルの利用にあたり、利用者本人または第三者がこうむった損害について、デジタル庁は責任を負わないものとします。利用規約の変更が合理的であるときは、本利用規約を改正することができるものとします。」など書かれています。一人一人マイナンバーという番号が付けられ、カードは任意と言いながら、様々強制されていく中、デジタル化についていけない方々も多いた

め、幾つか質問をいたします。

1つ目は飛騨市の現状と対策についてです。様々なトラブルが日本各地から明るみになっていますが、飛騨市では大丈夫でしょうか。事例はありませんか。また、トラブルを予防するために取り組んでいることや、起きてしまった場合の対応など、どのように検討されていますか。

2つ目は、高齢者施設でのマイナンバーカードの管理についてです。高齢者の方々、その家族にとって心配なマイナンバーカードと保険証の一体化は家族の助けがある恵まれたケースでも、申請、取得、暗証番号の管理をし、診察のたびに持ち歩くことは容易ではありません。ましてや一人暮らしの方にとっては不安も大きいものです。さらに高齢者施設では、高い割合で入居者の保険証やマイナンバーカードを施設が預かって管理をしていますが、全国保険医団体連合会では、一体化する場合、カード申請時に、本人の意思確認ができないことや、カード暗証番号の紛失時の責任が重いとして管理できないという声が9割以上に上ると発表されており、危惧されています。また、マイナ保険証のない方には、資格証明書を新たに交付するとのことですが、年1回の申請が必要で、医療費も自己負担が高くなると言われています。多くは日常生活が困難な方が入所しているため、毎年申請することは現実的ではなく、施設の方の負担も大きく増えると思いますが、どのように認識されていますか。また、どう対応されますか。

3つ目は、再発行の手続きについてです。現在の国民健康保険では、保険証を紛失した場合、市の窓口で即日再交付していただけますし、会社員の方々の社会保険は即日発行が難しくても、代わりに使える資格証明書を原則として即日発行できるようになっています。一方で、マイナンバーカードを紛失した場合、通常であれば、申請から1か月～2か月くらいかかってしまい、医療機関で一旦は医療費の全額を負担する可能性が出てきます。政府はこのような問題に対応するため、再交付申請から1週間以内に短縮できるよう、特急発行、交付という制度の創設を目指していますが、転職して加入する健康保険が変わった場合は、再度新しい情報を正しく紐づける必要があります。飛騨市ではどのような対応をされているのでしょうか。以上3点お尋ねいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それではマイナンバー制度について1点目の飛騨市の現状と対策についてお答えをいたします。マイナンバーを基盤としたデジタル社会の構築を進めるべく、国は強力で普及促進を推進してまいりました。市民の間にもマイナンバーカード取得に対する関心が高まり、市といたしましても、休日申請窓口開設などを申請機会の確保に努めた結果、令和5年4月末現在で79%の交付率となっています。マイナンバーカードの取得者が急激に増える一方、全国のコンビニエンスストア等における証明書交付サービスで、他人の証明書が誤交付される事案や、新生児の顔写真の取り違えや、誤登録などの不適切な事案が多数発生しています。コンビニ交付サービスにおいては、システムの不具合が報告された富士通ジャパン社において、システムの停止を伴う一斉点検を実施しています。市は、8月からコンビニ交付サービスの開始を予定していますが、不具合のあったシステムとは異なるベンダーのシステムを使用しており、富士通ジャパン社のシステム不

具合を受け、システム不具合がないかなどの総点検を実施したことを確認しております。また、各自治体が開設したマイナンバーカードの出張申請や、申請サポートの際に、撮影した写真を別の人の申請書に貼り付けしてしまったことによる顔写真の取り違い事案については、市では、申請の際に撮影した顔写真を申請書に貼り付けする際、申請書に印字された、氏名、住所、生年月日を申請者ご本人に確認していただくことを徹底しており、顔写真の取り違い事案は発生しておりません。万が一、マイナンバーカードに関する緊急事案が発生した場合は、県を通して、総務省やデジタル庁等へ報告をし、それら関係機関の指示に従って対応をいたします。

2点目の高齢者施設でのマイナンバーカードの管理についてお答えをいたします。一般的に高齢者施設が入所者の保険証を預かって管理するのは、医療や介護サービスの提供に関連する費用を適切に請求するためであると考えられます。市内介護施設に聞き取りしたところ、養護老人ホームを除き、マイナンバーカードまでは施設で預かっていない現状です。現在、国においては、マイナンバーカードのない方の保険証に代わる資格確認書を本人申請もしくは代理申請により交付することが想定されていますが、その有効期限は1年とされており、高齢者施設の入所者やその家族による申請が困難な方の場合、施設職員による更新の手続き等の発生が想定され、施設の事務負担は増えるであろうことは認識しています。なお、資格確認書の発行については、各医療保険者による職権での交付も検討されているところであり、今後の国の動向を注視してまいります。

3点目の再発行の手続きについてお答えをいたします。現在の飛騨市国民健康保険は被保険者証紛失時の即日交付が可能であります。マイナンバーカードになりますと、議員ご指摘のとおり、即日交付は不可能となります。国においては、飛騨市国民健康保険を含む各医療保険者に対して、医療機関等を受診する際の資格確認が可能となる資格確認書が提供できる体制の構築を求めており、この資格確認書を即日交付することにより解決できるよう検討がなされているところです。また、退職に伴う国民健康保険加入の対応につきましては、国民健康保険法施行規則が改正され、市が国民健康保険の資格異動届を受けてから5日以内に被保険者情報を社会保険診療報酬支払基金国民健康保険中央会のオンライン資格確認等システムにデータを登録することとなります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。ちょっと、何しろ今、不具合がたくさん出ていますし、そこで無理に進めているというところが一番心配なのですが。なんて言うんですかね、乗っかる内容ですよ。例えば介護保険の方であれば、介護度の見直しは結構頻繁にされていて、ちょこちょこ変わる。例えば引っ越しをした、住所が変わる。結婚した、名前が変わる。そういったときに、再交付に日にちがかかるということ等に関しては、これから何か、今、おっしゃったように資格確認書みたいなのが、また随時出てくるのか。国のことなので分からないのかもしれませんが、皆さんが分からないと思うので、ちょっと分かる範囲で教えていただけますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今ほどちょっとご答弁をさせていただきました。ここにつきましては全国共通のことでありまして、今、国が検討されているということでございますし、資格確認書の発行につきましては、例えば今の各医療保険者で、職権でできるというようなことの検討もされているようでございます。そういたしますと例えば飛騨市の国民健康保険でしたら、我々が所管しておりますので、即日、今までと同じように、交付ができるということになってくるのではないかと、今のところは思っているところでございます。

○1番（小笠原美保子）

そうならないとちょっと大変だと私は思うのですが、実際問題それって、業務の中では効率化につながっていますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

効率化にはつながってないと私は思います。

○1番（小笠原美保子）

正直にお答えいただいてありがとうございます。例えばですね、災害が起きた、停電になった、病院も行きたい、でも、手元のが使えないという状況になった時に、今、自治体で対応してくださる証明書というのもないという状況にもなりかねないかなと思うんですが、その点についてはどうお考えですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

これは今でもそうですけれども、停電に対応するために無停電装置というのがございますので、そういった形で、時間的には、長い時間ではないかもしれませんが、その間に対応することはできると思っております。

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。聞きたいことたくさんあるので、ちょこちょこ聞くので申し訳ないのですが、保険証のマイナンバーカードをつくりたくない方に資格証明書が発行されるということですが、本当に単純な質問ですが、保険証と同じで保険証番号のみなのか、私たちの持っているマイナンバーと紐づけられるのか、その点を教えてください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

資格確認書につきましては、現在検討されているところでございまして、そこまで市の方では承知していないというところでございます。

○1番（小笠原美保子）

そうですね。一番思うのが、ポイントをあげるから作りますよとか、いついつまでに作ってくださいねって大々的にやっているの、市民の方は「そうだね、いるよね。」って思って申請

されると思うんですね。でも例えば今みたいな不具合が出た場合、聞いてないとか、知らなかったというのがまず出て不満になっていると思うんですが、申請にいらっしゃった方にどの程度までリスクであったりとか、メリット・デメリットというところを説明されているのか、説明書を渡して読んでおいてねでおしまいになっているのか、そのあたりはどうですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

我々のほうではいらっしゃった方に対して速やかに手続きを進めるために、そういったところ、細かなところまでの説明、メリット・デメリットまで、言われれば当然お答えをいたしますけども、そこまでの説明はしていないのが現状でございます。

○1番（小笠原美保子）

そうですね。私、知り合いの方でやはり年配の方が多くて、多少頭の方も怪しくなっている方とかもいらっしゃるのですが、そういう方たちに限って病院は頻繁にかかるんです。なんですけど、既に保険証と一体化していらっしゃるようで、お話を伺ったところ「暗証番号がやっぱり覚えられない。」と。「どうしているの。」って言って聞いたら、「暗証番号を書いた紙をカードに貼り付けてある。」とおっしゃったんですが、皆さん、そうされる方は本当に増えると思うんですね。そういったところで何か分かりやすいものを、「覚えておいてね。」と言っても無理だし、覚えられないから貼っているのですが、そこら辺のことに關しては、どのように考えて進めていけますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

マイナンバーカードを交付するときに、私も窓口でもらったんですけども、暗証番号、やはりその場で覚えきれないということがあったりして、議員も作られればたぶんもらっています。今ほどおっしゃられたのは、その紙を貼り付けてみえるということをおっしゃったと思うんですけども、その時に、「これは大切な覚えとしてのものですので、カードと一緒にはしないでください。」という指導はさせていただいております。そういった形でお話をさせていただいて、要は別々で保管をしてくださいということで、お話をさせていただいているところでございます。

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。たぶんひつつけたままになると思っているのですが、しょうがないですね。本当に不具合を挙げるときりがないので、国の進めることですし、自治体で対応していただけるとのことなので、そこの部分に関しては、きめ細やかに対応していただけるといいなと思います。今後、私、話の中にもちょっと出しましたけども、母子手帳まで一体化するっていうのは、ちょっと驚きで。今でも私、出しますので、娘が来たときに、孫が予防接種をする、そうだねって、あなたのときこうだったねと言って母子手帳を出す。そこの連携もカードに入っちゃったらできなくなるのではないかなって、寂しい思いをしているのですが。ちょっとこの国の政策に關しても、自治体から何かやはりお声を上げていただける機会があるといいと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

マイナンバー、本当に混乱しているんですが、私自身はあまり心配してなくてですね、こういう急激な局面というのは、必ず不具合が起きますし、保険証、1年ちょっとあるんですけど、さらにもう1年あるのでそれなりの期間があるんですが、必ずどこかの段階では修正されてくるんだろうと思います。それで今までもそうなんですが、そのときに自治体がやはり声を上げるんです、こういうことで現場で非常に使いにくい、いろんな混乱があると。それをそのまま強行突破するというのは、これまでのことを考えてもちょっと考えにくいですし、全国市長会も知事会、町村会もですね、そこはかなり強力に言うことになるというふうに思いますので、その点については、今この現在で起きている不具合が最後の最後までそのままいくということでは決していないのではないかなというふうに思っているんですね。なので、むしろこういう不具合があるということは今言う段階ではないかというふうに思っていて、移行期に達してもそういうことが頻発すれば、普通はですね、国はそこまで踏み切るということはありませんというふうに僕は思っているんで、そのようなことで、現場の声は常に聞きながら上げていきたいという、これはしっかり言っていきたいというふうに思いますし、全国市長会の立場としても、そこはしっかり言うようにしたい。むしろそういった何が起こっているかをしっかり把握するのが今の我々の役割だということ一つ思います。

それから、マイナンバーに関して言うと、私自身はやはり時代の流れだというふうに思うんです。さっきの暗証番号の話もありますけども、今銀行にお金をおろしに行くのに通帳と印鑑を持って行く人はほとんどいないと思うんですよ。キャッシュカードになった時に同じような問題というのはちょうど私、学生頃でしたけど、暗証番号どうすんだとか、覚えられないとかいう話が現実になりましたけど、今、普通になりましたよね。要するにそのスピード感と、物事の期限を決めるバランスの問題だと思っているので、そうするとさっき言いましたように、ある程度のとこで上手いかなきゃ延ばすとか、そういうことにやはりしてかないといけないんだろうなと。今回の一番の問題はですね。短時間に性急にやり過ぎたことだということがとにかく最大の問題だと思っていて、大きな方向性としては決して間違っていると思っていないんですが、それをマイナポイントぐらいだったらまだよかったんですが、健康保険証みたいなことで追い込むようにしてしまってるというところが一番の問題ですし、そこに不満が出ているのだろうということなんでしょうけれども、必ずどこかでは調整されていくので、現場の状況を見ながら、国に対して文句を言いつつ、どこかのタイミングで調整される所をよく見ていきたいということでございます。

○1番（小笠原美保子）

とてもいいお返事をいただきまして、ありがとうございます。期待します。理解が得られないまま無理無理押し進めてるというのが一番問題になっていることだと私も思います。結局今の法改正もバタバタとして、その中で後出しじゃんけんみたいに出てきているというのも大きいと思いますし、本人がやめてくれと言わない限りは、自動的にマイナンバーと公金受取口座が紐づけされてしまうというところ、ここもちょっとさすがに個人の財産を本人が知らないところで勝

手に紐づけするというのは、私はお隣の国みたいに全体主義国家になりかねないと危惧をしています。日本は自由で民主主義の国であるべきだと思いますし、それが小さな自治体であっても、安心して暮らせるものになると思いますので質問をさせていただきました。以上で終わります。

〔1番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で、1番、小笠原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時35分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。4番、上ヶ吹議員。

なお、質問中、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔4番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

1つ目に、新型コロナウイルス感染症の現状と課題について。新型コロナウイルス感染症の発生から3年余りがたちました。御存じのように、政府は新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けを5月8日から、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げました。5類変更により、感染対策に対する意識が緩み、新型コロナウイルス感染症は大した病気ではないといった誤った解釈や、5類になったから病原性が低くなったなど、誤解を招いているようです。実際、私自身も長いコロナ禍が終わった後の開放感や安心感があるように思います。ただ、新型コロナウイルス感染症はまだ感染力が強く、条件がそろえば、一気に感染が広がり、高齢者や基礎疾患のある方の重症化リスクは何も変わっていません。また、ワクチン接種を4回、5回とされた方が感染したり、感染しても無症状の方が、後日、後遺症に悩まされている方もいると聞いております。そこで5類に引き下げられましたが、いろいろと課題もあるように思いますので、今回、飛騨市の取り組みについて伺います。

1つ、市民がコロナ感染者数を知る手段は。従来の感染者数の把握は岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムを利用して、幅広い医療機関から日時の報告により、感染者動向を把握し、我々も毎日の感染者数を知ることで、生活の中で気をつけることができました。しかし、5月8日以降、全数把握はなくなり、季節性インフルエンザと同じように、全国約5,000か所の指定された定点医療機関からの週1回感染者数などの報告を受ける定点把握に変わり、我々は週1回の翌週に平均値を知ることしかできず、大変不安に思っております。インフルエンザは季節性であり、冬季間ですが、新型コロナウイルス感染症は1年中多くの感染が発生しています。日々の感染者数がわかれば、5類移行前のように対策もできると思いますが、何も情報がないた

め、気の緩みも出てしまいます。市民が感染者数を知ることができる手段はないのでしょうか。

2つ、介護職員の確保について。飛騨市では、高齢者施設での新型コロナウイルス感染が多発していると聞いています。介護職員はぎりぎりの人数で介護をこなしているようです。万が一、職員の感染者が出た場合、介護が必要な方の受け入れの制約が発生するのではないかと心配しています。介護職員の人員確保は十分なのか。また、飛騨市全体で介護職員の連携や協力は十分なのか伺います。また、介護職員が感染した場合、職員不足により、職員の超過労働等の心配もありますが、労働管理はしっかりされているのか伺います。

3つ目、急に介護サービスが受けられないときの対応は。介護施設でクラスターが発生した場合、ショートステイやデイサービスの受け入れが中断することがあると思われれます。そうした場合、家族が仕事を休んで対応しなければなりません。緊急時の人材確保と対応はどのように考えているのか伺います。

4つ目、検査キット購入助成について。まちなか簡易検査センターは3月31日で終了し、検査キット購入助成が5月7日で終了しました。市民も検査の無料や購入助成により、帰省や遠出または集會等に参加する場合の検査を小まめに実施していたおかげで、水際対策もしっかりできたと伺っております。しかし、5類になったことで、検査キットも実費購入となるため、検査を控えてしまい、感染者の増加や重症化につながる心配があります。飛騨市の取組として、今後も検査キットの購入助成はできないか伺います。以上です。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

答弁に入ります前に1点、議員ご質問の1点目、「市民がコロナ感染者数を知る手段は。」のところで、ご質問にちょっと誤りがございますので修正をさせていただきます。「従来の感染者数の把握は岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムを活用して。」という記載がございますが、従来の感染者数の把握につきましては、医療機関からの発生届に基づいての全数把握ということになりますので、よろしく願いをいたします。すみません、それでは答弁に入らせていただきます。

まず1点目の市民がコロナ感染者数を知る手段についてお答えをいたします。サーベイランスは定点調査に協力する医療機関から毎日午後8時までの感染者数の報告を受け、1医療機関当たりの平均感染者数を算出しており、曜日による影響を除くため、1週間の数値を比較対象に公開されているところですが、5月8日の5類移行後、岐阜県医師会が運用する岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスにおいては、情報の公開が毎日行われています。このサーベイランスでは、県内の協力医療機関数の1日当たりの患者数が公開されており、飛騨市の数値のほか、全県、市町村ブロック別の状況が確認できます。なお、協力医療機関の名称は非公開ですが、飛騨市の協力医療機関数は9機関であり、ほとんどの医療機関が参加していますので、事実上の全数調査と捉えております。

2点目の介護職員の確保と労務管理についてお答えをいたします。まず、市全体の介護人材の充足につきましては、これまでも様々な重層的な施策による人材確保や離職防止につなげていま

すが、どの事業所もせっぱ詰まった状態であることは変わっておりません。また、第8期介護保険事業計画の事業所アンケートにおいても、30事業所中16事業所において、職員数は不足しているとの回答があり、特に夜勤可能な職員や看護師などの専門職が不足している傾向です。市全体の介護職員の連携や協力につきましては、令和2年度において、感染者が発生した施設の維持継続のために、法人間の相互の連携協定を結び、実際に高山市の老人介護施設では、当該制度により派遣された職員が活躍しました。こういった制度を最終的な手段に持ちながら、現在、当市において、施設のクラスターにより職員が欠けた場合の対応については、同法人内の複数のサービス事業所間において、職員の応援を受けながら体制を補っているのが実態です。また、職員が不足した場合の超過労働等、労働管理について、市内各施設に聞き取りしたところ、感染しなかった職員や、応援により欠員が出た部署の職員には、どうしても通常の勤務時間を超えて残業となることは避けられないとのことですが、シフトを大きく変更したり、休日がなくなり、過労につながるような勤務にはならないよう、事業所の規定の範囲内で勤務するよう配慮していると聞いています。

3点目の介護サービスが受けられない場合の対応についてお答えをいたします。今年度4月以降に市内介護サービス事業所において、利用者及びスタッフが5人以上感染したクラスターが発生した施設は8か所ありました。そのうち、通常営業をせず、休止したデイサービスやショートステイは3か所あり、議員のおっしゃるとおり、家族が仕事を休んで対応した事例も承知しております。急なサービス休止に対しては、ケアマネージャーがご家族と相談しながら、高山市やほかのデイサービスやショートステイができないか、ヘルパー、訪問看護により、その代替ができないか調整することを基本としています。その対応は、やはり重度の介護の方が中心で、どうしても軽度の方であると、1週間程度であれば、生活に支障が出ることは少ないため、サービスを我慢された事例もあります。介護の疲れやストレスが続き、それに対応するケアマネージャーについても、ご家族の悩みを聞いたり、心のケアにも努めていただいている実情があるため、引き続きそのような状況を注視してまいります。また、市内の介護サービスの資源も限りがあるため、クラスターにてサービスが休止する可能性とその対応につきましては、ご家族には事前に丁寧に説明することも必要と思っております。

4点目の検査キット購入助成についてお答えをいたします。新型コロナウイルス感染症対策は、本年5月8日、5類感染症に位置付けられ、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたものに変更されました。これは社会経済活動に制限を加えなければならないほど、重大な恐れがある状態にはないと、政府の判断に基づくものです。岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスによると、現在の感染状況は落ち着いた状況が続いていると認識しており、無料検査や検査キット購入助成などの水際対策をしなければ医療が逼迫するといった状況にはないと思われまます。今後の状況によっては、市独自の対策も検討しますが、現状では、基本的な感染対策を場面ごとで判断して、自ら行っていただきたいと考えています。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。1つ質問させてください。結局、今、5類になって、このサーベイラ

ンスで定点把握されるということなのですが、私の知り合いで、新型コロナウイルス感染症の疑いがありましたので検査キットで検査したら陽性反応が出たと。それで病院に問い合わせたら、自宅で解熱剤を飲んで静養してくださいということだったんですね。そうすると、そういった場合は、今、医療機関が飛騨市には9医療機関あるということなのですが、その指定された9医療機関、または違うところでも、電話で対応した場合、それは新型コロナウイルス感染症に感染というにはカウントされるのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

カウントはされません。あくまでも医療機関を受診されて、先生が新型コロナウイルス感染症陽性という判断をされての報告ということで聞いております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

そうしますと、今、この飛騨市のサーベイランスの資料を見ているんですけども、カウントされないということで大変少ない人数なんですけど、私、今、例を出しましたけど、何人もの方が最近新型コロナウイルス感染症にかかっている、聞くとやはり自宅待機ということでカウントされないということは、ここに出ているこのリアルタイムの感染者数は、実際はもっと多いという認識でよろしいのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今ほど申し上げましたように医療機関からの報告でございますので、例えば極端な話、医療機関を受診されなくて、自宅療養で市販の薬を使って静養してみえる方についてはカウントされませんので、もっといらっしゃるということは思っております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

それで、一つお聞きしますが、私の知り合いの何人かが自宅療養しているんですけども、電話すると、来ても何もできない、自宅で静養ということなのですが、この医療機関で診ていただける方というのはどういう方が診ていただけたのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

私のほうでも各医療機関、お医者様にそれぞれ確認しているわけではございませんが、電話である程度の電話をされるとですね、お医者さんの方からいろいろと、たぶんそこで問診といいですか、お話しをされるのではないかと思います。その症状によって、お医者さんごとに判断をされているものということで思っております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

ということは電話対応でこの方は新型コロナウイルス感染症にかかっている、医師として見たほうがいいのかという方が病院にかかって、カウントされるという理解でよろしいのでしょうか。それですね、今、サーベイランス、1週間に1回、次の翌週に平均値として出ますよね。それとあと、

リアルタイムでその日の感染者数が年齢層別に出るようになっていますが、この患者数が出るので、できれば、夜8時頃の締め切りとあるんですが、例えば夜の同報無線だとか、もし間に合わなければ次の朝1回ぐらい、飛騨市の感染者数が分かると、我々実際よりも少なくなっても傾向は分かるので、そういった同報無線での周知はできないのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今、5類移行になってからやはりインフルエンザと一緒に対応ということで、同報無線等までは今のところ考えておりません。

○4番（上ヶ吹豊孝）

やはり感染者数が、確かにこれを見れば分かるんでしょうけど、高齢者とか私もこれを毎日見ようというふうには思わないんですね。それで今年は毎日熊の出没が朝から晩までやっているんですが、それをやれるのであれば、新型コロナウイルス感染症の1回ぐらいはやれるのではないかと思うんですが、それを再度お願いします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

私、その必要ないと思います。5類感染症だということをやはり認識していただくことが大事だということ思うんです。例えば新しい変異とかがあって、5類感染症ではなくて、もっと全体で恐れなくちゃいけない、対応しなきゃいけないという感染症になったときはそうなんですが、5類感染症になっているということは、インフルエンザもやるということになりますし、なぜ新型コロナウイルス感染症だけかと、こういうことになりますから。そこはまず5類感染症なんだというところを前提に、今までの、それ前の考え方を、頭を1回リセットして、それで考えるという、そういうべきものだというふうに思います。

○4番（上ヶ吹豊孝）

確かにサーベイランスはインフルエンザも小児感染症も載っているんですけど、インフルエンザは私も書いてるんですけど、季節性で秋から冬の短期間なんですけど、新型コロナウイルス感染症は今のところ、一年中出てますので、今、市長はそのことを考えてないということなんですけど、また多く感染者が出た場合は対応していただきたいと思います。

あと検査キット、先週もちょっと集まりがあって、皆さん話すのは、「今まで飛騨市は500円で買って大変よかった。」と。だからこまめに検査したんで何とかならないかということ伺いました。それで、私は今、5月8日以降キットを買っていないんですけど、どここの薬局は1,600円だと、どこどこだと1,700円という、今までの3倍、4倍するのでなかなか検査キットを買って検査をできないということを聞いたものですから、500円とは言いませんですけど、助成していただくとやはり水際対策ができるのではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今、市長が申しましたように、やはり5類移行ということが1つのキーワードだと思います。今、新型コロナウイルス感染症は5類移行になりましたし、あとは答弁先ほどもさせていただきましたけども、医療が逼迫している状況ではないということも一つにございます。この辺りをしっかりサーベイランスも我々の方としても確認しながら、またそういった事態になれば考えていきたいということは思っています。

○4番（上ヶ吹豊孝）

飛騨市は検査キットをどこよりも早く助成して、水際対策ができたと思います。今、結局5類にされたからということなんですが、飛騨市独自で今までもやれたので、市民の要望もあるようなので、どこでかまた検討をしていただきたいと思います。

それとですね、あと今コロナにかかった場合、お医者さんは自宅療養ということで、結局家族全員がかかってしまうんですね。気をつけていてもやはり共通する場所があるものですから、結局全員がかかってしまうと。そういったことで、1つ提案なんですが、飛騨市には空き家がたくさんありますし、そういったことで、何とかその空き家を、そういった今までホテルだとか病院に入院できたのですが、今そういったことが5類になってできないということで、何とか空き家を利用することというのは検討できませんでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

それも検討するつもりはないんです。繰り返し申し上げるんですが、5類感染症であるというところをやはり考えていただきたいわけです。5類感染症というのは何かというと、前は新型インフルエンザ等対策特別措置法の感染症に位置付けられたわけです。先ほど部長の答弁にもありましたけども、要するにそのウイルス感染症が社会経済に制限を加えないといけないほどの重大なものであるということだったからそういうことになっていたんですね。ところが、1番のベースはそれほどのウイルスではないということ宣言されたところから始まっているわけです。なので今の、じゃあ隔離をする必要があるのかどうかという話になっているので。それほどの、つまり隔離をする、社会経済活動に制限を加えるということなんですが、そこまでの感染症ではないという判断からスタートしているわけですから。当然ながら隔離をする必要がないということになりますし、したがって当然市として、そういったところを用意する必要もないということになってくるということです。検査も同じです。全てそこを起点に考えていただくと、あとのいろんな対策の考え方が整ってくるというふうに思います。確かに感染力は強いですし、感染もします。ですけども、それはどういう認定がされているかによるわけですから、インフルエンザもそうなんですけど、私自身もかつて家族全滅したことが実際にインフルエンザでありますし。だけど、隔離しなければいけない、キットを用意しなければいけないという議論になってないですよ、世の中。同じようにコロナもそういう議論にはならない、こういうことだと思います。

○4番（上ヶ吹豊孝）

答弁を聞いていますとどうしても5類というハードルが高そうなので、これ以上お願いしてもなかなか思いが伝わらないので、次の質問に移ります。

2つ目の質問をいたします。地元でカヤ栽培をしてはどうか。私は今年の6月の定例会において、宮川町の旧中村邸の保存について一般質問をいたしました。その質問に、全国的にかやぶき用のカヤの調達是非常に困難であるので、かやぶきのカヤを宮川町で栽培してはどうかとの質問をいたしました。市側の答弁としては、池ヶ原湿原にヨシが自生していて、カヤ不足ではないと言われました。また、市民に自宅近くのカヤを刈り取り、それを利用することも検討しているとの内容でした。昨年は答弁を聞いて宮川町でのカヤ栽培の取組は市は積極的ではないと半分諦めていました。ところが、下呂市の3月定例会である議員が下呂温泉合掌村のかやぶき屋根のふき替えについて質問されました。皆様も御存じだと思いますが、合掌村には10軒の合掌造りが立てられています。市の答弁では、ここ5年はふき替えを行っていないと説明され、今後20年かけてふき替えを行うと当初行ったものはふき替え時期を迎え、ほぼ毎年ふき替えが必要になるそうです。そこで、再度旧中村邸に関しての質問をいたします。

1つ目、旧中村邸修復スケジュールについて。飛騨みやがわ考古民俗館のかやぶき民家を保存・活用する事業に、ふるさと納税が令和3年度までに3,200万円の支援が集まり、令和4年度までに約5,000万円を超える支援をいただいています。これまでのいろいろな専門家との会合で、修復のスケジュールや修復にかかる費用等が話し合われたと思いますが、分かればその内容を伺います。また昨年秋に旧中村邸で開催されたかやぶき職人、大工職人、森の専門家による講座に参加しました。その中で、池ヶ原湿原に生息しているヨシはかやぶきに利用できないかと質問いたしました。ヨシは滑りやすく葉が少ないので適さないとお話でした。今回、建物の修復に使う木材やカヤの手配はどのように行うかも併せて伺います。

2つ目、かやぶきのカヤを宮川町で栽培しては。最近ニュースで下呂温泉合掌村と白川郷合掌村のかやぶきの映像を目にすることがあり、早速、下呂温泉合掌村へ訪問して、担当者さんに話を伺ってきました。また、白川郷に関しては、白川村役場の担当者に電話での問い合わせをいたしました。下呂温泉合掌村では、現在は市内外3か所より手配しているが、今後、下呂市内でのカヤの栽培やふき替えを担う人材育成も検討してみえます。白川郷では、県外1か所より約8割、地元生産を7～8年前より栽培し、現在は6.9ヘクタールのカヤ栽培をされていて、約2割を賄っているそうです。今後、約5割を地元で栽培するため、耕作地の整備を進めているそうです。両合掌村のように、地元カヤを栽培し、利用することで、合掌村を維持し文化財を後世に伝える意識が高まるのではないのでしょうか。飛騨市でも、宮川町やその他飛騨市でカヤを栽培し、ふき替え後は、下呂温泉合掌村や白川郷合掌村に提供できれば、耕作放棄地対策や、多少の雇用対策になるのではないのでしょうか。そこで参考資料としてお出ししていますが、添付資料1は、福井県の小浜市のある地域にカヤ栽培をして、京都の方へ納めている場所です。上の写真の赤枠は新年度の新芽、これは春先に太くするために一度刈り取って、今、伸びたところです。下の写真は、主に1年間カヤ干しをして、春に業者に卸すということで、一冬、こういった状態でカヤを寝かせております。これを見てもちょっとサイズはわかりませんが、大体2メートル50センチメートルから3メートルのカヤになっています。これは一度刈り取ることによって大きくなるということです。それで2枚目の添付資料は、我が家にあるカヤです。5月10日にこのカヤを、下の右の方はそのまま、左の方は一度刈り取って、本当にカヤが太くなるか、背丈が高くなるかの実証試験をしております。3日ほど前に見た状態では、今まで刈り取ってないカヤの方がまだ少し大き

く、10対7ぐらいで、まだ刈り取った方は背が低いんですが、11月頃にこの実証試験の結果が出るというふうに思っております。以上です。

◎議長（住田清美）

質問はよろしいですね。

それでは、答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

それでは私からは1点目、旧中村邸修復スケジュールについてお答えします。旧中村家については、昨年度より建築士による調査を行い、文化財建造物の専門家らとの協議の結果、屋根のふき替えだけでなく、屋根を支える柱が折れていることや、基礎が傾いているなど、屋根以外の部分も劣化している状況が明らかとなりました。それらのことを踏まえ、土台の修復、床工事、屋根の小屋組みの修復、屋根のふき替えなどの工事が必要となりました。費用については約6,000万円と算出されており、想定より高額となっておりますので事業内容を精査したいと考えております。今後のスケジュールについてですが、改修工事は複数年にわたることが想定されており、工事全体の順序や各年度の工事内容などを今年度中に専門家らと相談し、事業計画を策定いたします。

なお、木材やカヤの手配は工事業者が決定してから協議していくこととなりますが、かやぶき職人に聞いたところ、カヤの入手は大変困難で、職人自ら場所を探し、野焼き等の手入れをしてカヤを育てているとのことで、このようなかやぶき職人を探すことを含め、カヤの入手ルートの確保に努めたいと考えています。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔宮川振興事務所長 平田直久 登壇〕

□宮川振興事務所長（平田直久）

それでは私の方からは、2つ目の宮川町でのカヤの栽培についてお答えをさせていただきます。昨年6月の定例会の一般質問の際に、教育委員会事務局長が答弁していますが、カヤとはイネ科植物を屋根材として利用する場合の総称であり、主にヨシやススキなどが利用されます。市内にもススキ野は点在しており、池ヶ原湿原にもヨシが自生しています。この池ヶ原湿原のヨシについて申し上げますと、過去には家の屋根をふくために利用された時代もありましたが、時代の変化により利用が減少し、そのまま放置された結果、白樺などの広葉樹林になってきたとの記録があります。議員ご提案のように、飛騨市内でカヤを栽培しかやぶきに利用することは、一時的に耕作放棄地の解消につながるかもしれませんが、今回、旧中村邸の修復に利用したとしても、事業終了後の管理や、新たな販路の確保が容易ではないと思われることから、農業としても成り立たず、再び刈り取りが行われなくなり、耕作放棄地であったり、原野化することが懸念されます。カヤの栽培は、その後いかに継続していくかも視野に入れて、実施するかを検討する必要があります。

〔宮川振興事務所長 平田直久 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。今、予算の方で今5,000万円ぐらい集まっています、今の予定は1,000万円ぐらいオーバーするということなんです、実はカヤというのはなかなか生産が難しいということで、皆さん御存じだと思いますが、日本のカヤの供給地は静岡県の御殿場市と熊本の阿蘇地区が2大産地らしいです。やはり下呂市、白川村にも聞いたんですけど、結構、今、燃料高騰で、カヤの輸送のコストもかかるということもありました。それで私も知らなかったんですけど、一つの屋根のかやぶきに2尺と言われたので、約直径60センチのカヤを4,800束も1軒当たり使うらしいので、なかなかそういった手配ができないということで、やはり地元で何とかそれを補うということを検討されているということです。今ほど宮川振興事務所長が言われましたが、一度カヤを、当然、今スケジュール的にはまだかやぶきのスケジュールが決まってないということなんです、そのカヤを栽培すれば、私は近場の下呂市や白川郷も、白川郷は114棟もありますし、下呂市は10棟もあるので、十分雇用、耕作放棄地には使えるというふうに思うんですが、その辺はどうお考えかもう一度伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□宮川振興事務所長（平田直久）

宮川町の現状を申し上げますと、人口減少ですとか高齢化が進んでいるということで、現状の農地を農地として維持していくこと自体がなかなか難しく、皆さん苦勞して維持をしてみえるという状況であります。そういった中で新たにカヤを栽培するといったことが現実的に可能かどうかということ、それから今ほどそういった需要があるというお話でしたけども、それに合うような栽培ができるかということをお考えますと、やや難しいのかなということも思います。ですので、もし栽培したとしても、それが将来的に長続きするのか、採算性のことなども含めまして、将来的なことも考えながら事業展開していくのかどうなのかということをお考えを、検討してまいりたいということ思っております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

結局、今は耕作放棄地の再利用というふうに思っています。そうすると、何もしなければ耕作放棄地のまま荒れ果ててしまう、そういった対策はどこでしなければいけないと思うので、今、宮川町は人手不足と言われるんですけど、そういったことで産業として成り立てば、当然、雇用も生まれますし、人口の増加にもなるのではないかと思います。それでもう少し検討していただきたいのと、私、前は宮川町というふうに申したんですけど、飛騨市全体で耕作放棄地がたくさんありますが、その辺は教育委員会事務局長として飛騨市全体での検討はされたのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

耕作放棄地ですけども、私の中のイメージでは、山あいの畦畔率の高い、面積が小さくて、そういうイメージがあるんです。カヤの栽培というのは、実際に見たことないですけども、先ほどおっしゃった御殿場市なんか本当に広いところだと思います。なので、やはりそういう手間とかをお考えますと、本当に広い面積の田んぼ、畑、そういうところであればよろしいかと思っております。

れども、飛騨市全体見ましても、そういった耕作放棄されるほどの土地では、やはりカヤの栽培というのは、生育はできると思うんですけども、収穫に難しかったり、運搬が難しかったりするんだらうと考えております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

私、実際に二、三度、富士山へ行くと、たまたまカヤの丘山があるんですが、あそこはもうあたり一面にカヤが生い茂っているんですけど、こういった小浜市のところのように株で栽培してあるので、ちょっとイメージが違うので、作業としてはそんなに難しいものではないというふうに思っております。たまたまある農業雑誌を見ていたら、オギススキという植物があるそうです。これはオギというススキに似た植物とススキの自然雑種だそうで、これは背丈が3メートルほどになるというものが、この一般質問を決めたときに雑誌に載っておりました。これはいいことに種子では生育しないので、苗を育てて移植するというもので、だから自然崩壊にはならない大変いいものだというふうには書いてありました。今はバイオマスの燃料だとか、家畜の寝床、そういったものに使っていて、それ以外にも使い道があるそうなんですけど、まだ本にはかやぶきに利用された実績がないというふうには書いてありましたけど、ヨシと違って葉が写真ではたくさんあったので、私は、これは背丈も高いし、それと今、農研機構というところがカヤを改良して、1つの株を今までよりも2倍、3倍大きくするのに成功して、今後そのカヤをこのオギススキというので栽培を今からして、カーボンニュートラルに向けた貢献ができるということと、バイオマスに使うということで、これをまだ御存じないと思いますけど、これを一度検討されて、そうすると飛騨市の耕作放棄地に十分対策になるということと、飛騨市の雇用も生み出せるのではないかと思いますけど、それを一度検討していただけるかどうかだけご返事ください。

◎議長（住田清美）

答弁求めます。

□農林部長（野村久徳）

耕作放棄地の関係もありますので、私のほうでお答えさせていただきます。カヤにつきましては先ほどの野村教育委員会事務局長がおっしゃったように、それなりの広いところで、例えば熊本だとカルデラ湖の中で野焼きの文化もあって、そこで今だと赤毛の牛を放牧したり、そういう文化がある広いところでやっていることは承知しております。ただ小浜市の方はちょっと承知していないんですが、ただカヤを古民家の屋根に使うことに限らず、やはりバイオマスの利用というのは、特に資源のない日本では、これから非常に大事になっていくと思います。家畜の餌にしたりとか、その他、例えば炭素とか有機質自体がもう圃場に足りてない時代ですので、このあたり今年度、人工衛星を使ってどれぐらい面的に炭素とか有機質が足りないのかというのも見られるようなので、そういったアプローチもするんですけど、たまたま日本はアジアモンスーン気候で非常に耕作放棄地があるということは、逆に言えば草資源が豊富ということなんです。なので、そういった草資源の活用については、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○4番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。今、農林部長が言われたように、このオギススキはバイオマスということで、今からカーボンニュートラルに向けて、脱炭素、そういったことで、十分カヤは有効だと思いますので、今一度検討をしていただきたいのと、やはり下呂市も言ってみえたんですが、

輸送コストがかかることもあるんですけど、やはり地元のかやぶきのカヤを地元で育てるのが、半分はそういったこともあるということなんですね。それで先ほど市民憲章借りたら、「美しい自然を大切にし、うるおいあるまち。」と「伝統を活かし、未来を拓き。」という、こういったコンセプトを考えれば、今から1度カヤを検討していただきたいというふうに思っております。そういったことで本日はこれで終了します。ありがとうございました。

〔4番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で、4番、上ヶ吹議員の一般質問を終わります。

◆休憩

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時55分といたします。

（ 休憩 午後1時49分 再開 午後1時55分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。6番、澤議員。

〔6番 澤史朗 登壇〕

○6番（澤史朗）

議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。まず1つ目に、道の駅アルプ飛騨古川の現状についてお尋ねします。飛騨産直市そやなが昨年7月にオープンし、もうすぐ1年がたとうとしています。老田屋製麺所は昨年12月、そして寄合所耕が5月に営業を開始、隣接する民間業者のめん処と併せ、道の駅としての体裁が整ったように見受けられます。ゴールデンウィークはもちろん、新型コロナウイルス感染症が5類に移行してからは、週末に限らず、多くの車が駐車しております。そこで道の駅アルプ飛騨古川について2点お尋ねします。

まず1点目、飛騨産直市そやなの経営状況について。2年前の3月定例会で農産物直売所の移転について質問しましたが、建設工事前の国土交通省との土地交換と水路のつけかえ。ちょうどウッドショックと重なり、建設工事の入札時にヒヤヒヤし、雪の降る前に何とか屋根と外壁が完成し、工期の迫る中、施工業者と関係部署の連携で無事に完成し、昨年7月1日に竣工式が行われました。朝開町の直売所と比べ、店舗面積も倍以上となり、地元農産物以外の品ぞろえも充実しているように思われます。指定管理施設として、昨年度の実績報告書が出ていると思われませんが、以前と比べ、売り上げはどれくらい伸びているのか。また、現在店長は地域おこし協力隊として仕事をされておりますが、あと1年、来年6月でその任務が終わるようです。その後も、飛騨産直市そやなの利益で現在の待遇が維持されていくのか、見通しをお聞きします。

2つ目、道の駅の管理状況について。産直市場は、農業振興施設として、農林部食のまちづくり推進課、飛騨産直市そやなを含め飲食部門は商工観光部商工課、そして休憩所、トイレ、駐車場は基盤整備部建設課と、所管がそれぞれ分かれております。市、民間、国の施設が混在しており、駅長も以前は基盤整備部長、その後、農産物直売所ができるということで農林部長に交代、

現在はどうなっているのでしょうか。道の駅として、国土交通省に届出が必要な駅長の役目をどのように考えられて、おられますか。トイレや休憩所の清掃業務は基盤整備部で管理しているはずですが、共用部分でもある駐車場や、各店舗周りの清掃はどのようにされているのか。駐車場に車が多いということは、外から持ち込まれるごみも多いはずですが。市の指定管理施設がある限り、市が率先して管理をしなければいけない立場にあると思いますが、担当課同士、横の連携はしっかりとれていますか。今後どのような体制で管理していくのか、方針をお聞かせください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

私からは、1点目の飛騨産直市そやなの経営状況並びに店長の今後の見通しについてお答えします。最初に飛騨産直市そやながオープンした昨年7月から本年3月までの9か月間の売上額は、当初目標の8,000万円を超える、1億142万5,000円に上り、これは、同指定管理者が朝開町農産物直売施設を運営していた令和3年度と比較しても約2.4倍の売り上げとなりました。このうち、農産物直売所の収入となるのは生産者の委託販売手数料と、市場や事業者からの仕入れ販売などであり、それらを合わせた直売所の収入は3,545万2,000円となります。また、令和4年度の指定管理事業報告書の収支決算状況によれば、収入額は3,545万2,000円に対し、支出額3,233万2,000円となっており、現在の直売所施設の運用期間が9か月という中で、312万円の黒字計上となっています。これまでの入り込みや売上状況を踏まえたと、年間の売り上げがおおむね1億円を超えてくれば、地域おこし協力隊としての支援がなくとも、店長の人件費が生み出せる運営ができるものと考えており、通年換算においては、既にこの水準に達しているものと考えます。指定管理者は、令和5年度の年間売上目標を1億5,000万円に上方修正され、これまで以上に、年間を通じた品ぞろえの充実や、ふるさと納税返礼品や自社のネット販売など、市外への販路拡大を着実に進める意向も示されています。加えて、昨年度のオープン以降、生産者のやりがいが増え、品ぞろえが増加傾向にあることや利用者の増加に伴い、昨年以上の売上げが見込めるなどの期待感があると聞いております。市といたしましては、直売所の皆様のさらなる工夫と努力があれば、店長の地域おこし協力隊任期満了後も、店舗スタッフや生産者の所得向上が図られるものと期待しており、引き続き伴走支援をしてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは、2点目の道の駅の管理状況についてお答えをいたします。道の駅アルプ飛騨古川は、駐車場及び休憩スペース兼案内所、トイレ施設については、国土交通省所有のものです。国、市の管理協定に基づき、区分を明確にした上で維持管理を行っており、トイレや休憩所並びに駐車場を含めた清掃業務は、基盤整備部所管として作業を委託しております。また、飛騨産直市そやなは農林部食のまちづくり推進課が所管し、4月にオープンした寄合所耕及び老田製麺所は民

有施設ですが、商工観光部商工課がその支援を担当しております。また駅長につきましては、昨年12月の指定管理者及び民間施設、市の3者による合同会議におきまして、地場産市場ひだ合同会社の代表社員が駅長となることが承認されたことから、国が定める道の駅登録案内要綱に基づき、本年3月15日付で駅長の登録変更を行ったところです。駅長の役割は、道の駅全体の健全な経営・運営に努めるとともに、地域社会に貢献することでありますので、今後も指定管理者、民間施設、市の3者の連携を図りながら、道の駅全体で利用者の皆様に喜んでいただける運営を進めてまいります。この道の駅の管理体制につきましては、議員ご指摘のとおり、国、市、民間施設が混在し、管理の所在が分かれていることに加え、利用客の増加に伴う様々な課題が判明してきたことから、関係部署合同での打ち合わせを行い、ごみ収集運搬回数の増加や、連休中の交通誘導員の配置などの対応をしております。今後、課題解決に向けまして、道の駅全体としての体制づくりや、ルールづくりを国、市、民間施設と連携して進めていく必要がありますので、現在管理の一元化に向けて内部調整及び国、民間施設と協議を進めているところでございます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○6番（澤史朗）

飛騨産直市そやなのほうの売り上げは最初の目標額よりかなり上回っているということで、安心はしました。その後、昨年7月から今年3月まで、年間の4分の3ですかね。いわゆる4月、5月、6月がまた加わっていくとちょうど1年経ちますけども、そうすると、今度目標額に設定される1億5,000万円の総売上げという形に近づいてくるのかなというふうに考えます。このまま順調な運営がされることを期待いたします。

それでこの通告を出した後に広報ひだが入ったわけですがけれども、同報無線でも盛んに言っていますけれども一周年記念として、7月1日、2日にイベントを行われるということでしたけども、そのイベントというのは飛騨産直市そやなのイベントなんですけれども、周りの飲食施設だとか、そういったこととの連携はすぐなので無理かと思っておりますけれども、今回の一周年記念のイベント及びそれに向けて今後のそれを活用した意気込みみたいなのがあれば教えてください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今、議員がおっしゃったとおり、一周年記念ということで、飛騨産直市そやなのほうではいろんなイベントを計画していらっしゃいます。商工観光部の方でも、当市の観光プロモーション大使である永田薫君を1日店長にさせていただきまして、お客様との交流を行いながらさらなるPRを図るようになっております。で、一周年のイベントとしては、まだ飲食部門の方とのタイアップした事業が立ち上がっているわけではないですが、当然こういった記念のイベントが行われれば、道の駅にいらっしゃる方もいつもより多くなってまいりまして、飲食のほうへの相乗効果もあると思われまますので、そういったことを重ねながら、また協議をする中で共通してのイベントなども計画されたいということで意向は伺っておりますので、それに向けて市も支援をしていきたいと思っております。

○6番（澤史朗）

今の一周年イベントの件で1つだけ聞かせてください。今回のゴールデンウィーク中にも、駐

車場の整備員とかを配置したというお話が先ほどありましたけれども、そのように今度の7月1日、2日のイベントにもそれは手配するのか。それは手配する場合に、そやなが手配するのか、それとも商工観光部が手配していくのか、どういう形になりますでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

5月の連休につきましては、そやなのほうで手配をしていただいておりますので、今回もそのようになると考えております。

○6番（澤史朗）

そういったイベント事、先日も河合町で行ったバラモリのイベントにもかなりの人がいらっしやっていましたので、今回もそういったことで、あそこですと必ず車でいきますので、そういったこともしっかり見届けておいてほしいかと思えます。

それで2つ目の全体の管理といいますか、特に清掃部門、先ほど畑上商工観光部長の、答弁でもありましたけれども、あそこの案内所、トイレ等を基盤整備部の方で管理をしていらっしやいますけれども、業務委託を受けてシルバー人材の方がいつもきれいにしていっぱいます。本当にトイレなんかはいつ行っても気持ち良いくらいなトイレで、ほかのどこよりもかなりきれいだなというふうには感じております。そこで少しお話を聞いてみますと、可燃物は以前から週2回の集配だったのが、分別ごみの収集、不燃物ですけれども、それも以前は週1回だったのを今週2回にさせていただいたと、先ほどの答弁でもありましたけれども、それで随分良くなったという話は、お聞きしました。ただし、これはもう市のルールだから仕方ないんでしょうけれども、飛騨市の場合、不燃物を出す場合、ペットボトルだとか缶だとか、必ず水洗いをしてきれいにしなくてはならないですね。これはルールなので、そのルールに従ってなんですけれども、今の大型連休、ゴールデンウィークですとか、そのあとも道の駅全体の来客数が増えて、なかなか分別をするまではいいけれども、それから洗って、乾かしてというところ、先日も寄りましたら、コンテナは用意をしていただいたようなんですけれども、そのコンテナを置いておく場所があそこの通路の一番北側ですかね、普段はそんなに人が通るところではないんですけれども、通路に積んでおくしかない状況なんです。ですからその辺のところ、週2回ですから、それ以外の日は回収には来ない。洗浄する手間はありますけど、それも仕事だと言えば仕事なんですけれども、家庭で出るよりもかなり量が出ます。先ほども言ったように外から持ち込まれるごみ、あの中で使ったごみだけではなくて外から持ち込まれるごみもありますので、そういったコンテナを置くような場所とか、いつときでもほかの利用者に邪魔にならないような場所で、あまりここにごみが積んでありますという感じではないようなことというのは基盤整備部のほうかと思うんですけれども、ごみのことですから環境水道部も関係するのかなと思いますけれども、そういったことというのは、考えられないでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

ごみの問題が、非常に今回お客さんが増えたんですけどごみの量も増えたということで、コン

テナを準備しまして、置く場所も今、高山国土事務所のほうと協議をして、どの場所なら許可していただけるかというところで場所を検討しておりまして、市のほうからも置きたい場所をお話をして、今現在、返事を待っている状況でして、できればお客さんの目に留まらないところで目隠しになるような場所で設置したいと思っておりますので、もしばらく高山国土事務所の見解をお聞きして、場所を決めていきたいと思っております。

○6番（澤史朗）

ありがとうございます。市単独でここというふうにして決めるわけにいかないというところは分かりますので、人がたくさん来るということは、それに伴って、いろんなものもついてくるわけであって、ごみもあるし、いろいろとあります。以前、白川郷が世界遺産になったときに、バスでたくさん来てくれるのはいいけども、食堂が大勢で入るところがないので、弁当を持ち込んで、弁当を食べてごみだけ置いていくという話もございました。そういうことが、今、あそこでは飲食店がありますので、団体客というよりも個人客が多いのかなと思いますけれども、いずれにせよ、人が来るということはごみも当然ついてきますので、ぜひ全体がきれいに、皆さんが、お客様もそうだし、あそこに関係している方々もきれいに、ここを気持ちよく使えるようにしていただきたいと思います。

先ほど商工観光部長の答弁であそこの道の駅の管理の一元化に向けて今、検討中であるということ、全てコマがそろったというか、全ての店舗に人がいてということでもそろいましたので、先ほど道の駅の敷地内だけのお話だったように思いますけれども、隣接する民間業者の方も、あそこを利用される方も、道の駅のほうの駐車場に停めて利用されたり、逆にそこを利用されてから、直売所を利用されたりという行き来があると思いますので、そこも含めた形で協議をしていただけるのがいいのかなと思いますけれども、その点は、もし方向性があれば教えてください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

その点に関しましては、議員おっしゃったことと同様に考えておりますので、お隣のめん処のところも含めた形で、いろんな振興策を皆さんで考えて向かっていきたいと思っております。

○6番（澤史朗）

ようやく体裁が整って全体が回りだしたところですから、この状態が長く続くように期待をしております。

では、2つ目に移ります。2つ目の質問、中学校の地域クラブ活動への移行について質問いたします。中学校の部活動が大きく変わろうとしています。令和8年度を目途に、学校部活動から地域クラブ活動への完全移行に向けて、今年度から3年間で、教育委員会では学校及び生徒保護者に対して説明をされると聞いております。スポーツ庁や文化庁が示しているようにうまくいくのでしょうか。深刻な少子化で、単一の学校では部活動が維持できず、2中学校以上が合同で行っている部活もあり、送迎等で保護者の負担も増えているのではないのでしょうか。生徒たちが充実した活動を行えるよう、学校だけでなく、地域全体が理解し、協力しなければならない時期が来ているのが現実です。そこで次の3点をお尋ねします。

まず1つ、部活動充実支援補助金対象の拡充について。市では、部活動において大会等への参

加に要する費用の補助をする飛騨市部活動充実支援補助金がありますが、これは教員が引率する学校部活に限られ、学校長が申請することになっております。学校での週末の部活動は土曜日か日曜日のいずれか1日とされており、大会や遠征がある場合、地域クラブの指導者が引率することがあると聞いております。教師が同行する場合とそうでない場合で保護者の負担が変わってくるのでは、地域クラブ活動への移行の説明をしても納得してもらえないかもしれません。完全移行を待たず、周辺を整えていく必要があります、この補助金の制度を現行の地域クラブに適用できるよう、要綱の改正を求めます。

2つ目、教員の地域クラブ活動指導者への登録希望について。地域クラブ活動の指導者は、学校教員以外の方を想定されているようですが、教員も兼職兼業の許可を得て指導者として登録すれば、休日の指導も可能になります。これは完全移行の令和8年を待たず、今年度からも可能となるようです。部活の種類によっては、外部指導者がいない場合、部活に対して熱意のある教員もいるかと考えます。現状で、地域クラブ活動の指導者として登録を希望する教員は何名くらいいるのか、把握していらっしゃいますか。少子化対策だけでなく、教員の働き方改革も兼ねての移行だと考えますが、登録教員は土日も休まず指導することになり、転勤でほかの学校に移った場合、そのまま続けるのか、かえって現状よりハードワークになるのではないのでしょうか。この指導者登録はあくまでも自己判断でするものですから、自己管理責任となり、学校側の指導はどの程度まで及ぶのかお聞きします。

3つ目、合同部活動の地域の範囲について。飛騨市の中学校野球部は、古川中学校、神岡中学校そして高山市の北陵中学校の3校の合同部活です。ほかにもサッカー部や吹奏楽部など合同で行われている部活があります。中体連の大会も本年度、令和5年度から、競技によっては個人での参加も認められるようになったと聞きます。大会への参加が、部活動を継続する一つのモチベーションにもなります。大会への参加は、以前は中学校単位の登録でしたが、緩和されてきました。スポーツ庁と文化庁が示したガイドラインには、地域の実情に合わせて、様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしてと言われておりますが、この地域とは飛騨市だけを言うのでしょうか。現行でも高山市内のクラブで活動している生徒もいます。隣の国府中学校は距離も近く、お互いに連携できる部分も多いのではないのでしょうか。本当に生徒や家庭のことを考えるのなら、枠にとらわれず、広い視野で臨んでほしいものです。とりあえずは市内で整えてからというのは、行き詰まって遅れるだけかもしれません。生徒や親は自分を生かす、ふさわしい場所を見つけて動きます。この地域の範囲についてのお考えをお聞きします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

地域クラブ活動への移行について3点お尋ねでございました。お答えいたします。1つ目、部活動充実支援補助金対象の拡大についてでございますが、現行の飛騨市部活動充実支援補助金交付要綱は、部活動に対してその振興を図り、生徒の健全育成に資することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付するものでございます。議員のご指摘のとおり、令和7年度までの地域ク

ラブ活動への移行期間においては、部活動と地域クラブ活動の両方が混在する状況となるため、この補助金制度をどちらにも適用できるように改正を進めていく必要があると認識しております。現在、移行可能な部活動について、まず休日の活動を優先的に地域クラブ活動へ移行しようと準備を進めているところです。今後、この補助金制度の改正についても同時進行で協議を進めてまいります。

2点目、教員の活動指導者への登録希望についてでございますが、教員の地域クラブ活動の指導については、指導を希望する教員は兼職兼業の許可を得ることで教員としてではなく、地域クラブ活動指導者として指導ができます。昨年度末の時点で、地域クラブ活動の指導を考えている教員は3名程度と把握しております。今年の3月に岐阜県教育委員会から出されました、「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、休日の活動時間は3時間程度で、週末は少なくとも1日以上を休養日とすることが示されております。また、兼職兼業については、教職員本人の意思を尊重し、勤務校等における業務への影響の有無、教職員の健康への配慮など、校長が学校運営に支障がないことの事前確認等も含め検討して許可することとなっております。文部科学省の手引きによりましても、労働基準関係法令や、勤務時間管理、教師等の健康管理等の観点から、地域クラブ活動に従事する時間も含めた時間外労働と休日労働の合計時間が1か月で100時間、複数月の平均が80時間を超えると見込まれる場合は、兼職兼業の許可を出さないこととし、年間の平均が45時間以内が望ましいと示されております。こうしたことを踏まえ、ハードワークとならないよう十分に配慮しながら、自身の専門的な知識や技量、これまでの経験を生かし、指導にあたるよう見届けていきたいと考えております。

3点目の合同部活動の地域の範囲についてでございますが、今年度の合同部活動の実施状況はスポーツ系部活動のサッカーと野球については、古川中学校と神岡中学校、高山市立北稜中学校の3校合同で活動を行っております。また文化系部活動の吹奏楽部については古川中学校と神岡中学校の2校合同で現在も活動を行っております。中体連の大会についても、大会開催基準に地域スポーツ団体等、地域クラブ活動に所属する中学生の参加資格の特例に関する規定が示され、参加条件を満たすことで、大会への参加ができるようになりました。合同部活動については既に地域の実情を考慮しサッカーや野球のように、飛騨市と高山市による、市町村を超える取組を行っております。また、地域クラブ活動につきましても、先ほどの答弁でも述べましたが、総合的なガイドラインでは、市町村の枠を超える合同等により、生徒の活動環境を確保するよう示されております。したがって、合同部活動や地域クラブ活動の地域の範囲につきましても、枠を引いて固めてしまうことなく柔軟に対応してまいりたいと考えております。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○6番（澤史朗）

まず1つ目の質問ですけれども、令和8年から完全移行ということで、今年度から令和7年まで3年間は学校の部活動と地域クラブ活動の両方が存在するような時期になるのかなと思っておりますけれども、現在ある補助金の制度改正を同時進行で進めていくということなんですけれども、実際にもう今年の夏には大会があります。親御さんから聞くところによりますと、先生が行くときのバス代の負担はないけれども、地域クラブの指導員が行くときはちょっと負担があるみたいな話も聞きます。ですから、これって同時進行というのはどの程度の同時進行なのか、3年間かか

って同時進行では何も意味がないので。もう早速今年の夏の大会からでも適用できるようなことというのは考えられないでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

地域クラブ指導員というのは保護者の方の勘違いではないかと思っております。と申しますのは、現在まだ地域クラブに移行したという部活動はございません。

○6番（澤史朗）

確認不足があったかもしれません。いずれにしても、令和8年を待たずに、その移行ができた段階で速やかに、両方でも使えるよというような形にさせていただけることを望みます。

2つ目の教員で指導員を希望する方という、昨年度末で3名程度というふうにお話がありましたけれども、現時点、そうすると2か月ですね。そうすると、これももうちょっと希望者がいるのかなというふうに思いましたけれども、意外と少ないのかなと。そうすると私が最初に質問したような心配事というのはあまりないのかなというふうに考えますが、教員が指導者のライセンスを取得するためには当然、校長の許可があるかと思えます。その他もろもろその生徒の扱いについてというのはもともと教員は、その部分の素養を備えておりますので、その部分は必要ないかと思えますけれども、ほか、スポーツの種類によってはそれぞれの協会のライセンスだとか、そういう指導ライセンスがあると思うんですね。そういった場合に、これ県の教育委員会の指導も入るのかなと思えますが、どのような形でそのライセンスを取得されるのか。教員のみならず、一般の方は余計にその指導員のライセンスを取るためには、教員よりも幾つか試験ではないですけども、そういったことがあるかと思えますけれどもその辺を教えていただければありがたいです。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

県教育委員会が早速にそうした研修、それからライセンス制度を作ってくれておりまして、昨年度から始まっております。県で行っておりますものは、3点につきましての研修がございます。1つは岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインに沿った研修。2点目が、スポーツ医・科学に関する研修。3点目が効果的なスポーツ・文化芸術活動の指導方法についての研修。1、2を合わせまして半日。そして3につきましても半日ということで、半日を2回受講していただきますと、3年間の期間限定でございますが、ライセンスがとれることになっております。昨年は飛騨市からは11名、今年受講していただきまして、どうもご都合が合わなくて全てが終了できてない方もいらっしゃるって、7名の方がライセンスを取得されています。そして今年は今9名の方がご希望をされているところでございます。教員につきましては、この1番につきましては、教員免許を有して、平成30年4月以降に中学校勤務実績があり、かつ1年以上の中学校部活動指導経験がある場合は免除になるということになっております。

○6番（澤史朗）

ありがとうございます。そのライセンス取得で、半日が2回ということで2日間ということで、結局、地域クラブ活動に移行するためには、まず指導員がいないとできないということが大きなネックになるかと思います。指導員の量の確保といいますか、やはり指導員も常時必ず、平日も休日も全部できるというわけではないと思いますので、教員も含め一つの地域クラブに対して何名かの指導員が協力できるような体制、いわゆる量の確保というのが非常に大切になってくるとは思いますけれども、資格取得、県教育委員会のほうでやっていってくださるということですが、これというのは、例えば高山市の辺で講習とかというのは受けられるのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

各圏域がごさいますね。その圏域で行っているんですけども、ただ、1年に全ての圏域ですることが難しいということで、現在の段階では昨年は、飛騨地域で、高山市で実施をされましたが、今年は飛騨地域の実施がございませんので、ほかの地域へ行っていただくこととなります。ただ、私どもとしてはこれが急務であることから、こちらも会場設営とかを手伝うので、毎年何とか開いてもらえないかということは、県の会議などで要望しているところでございます。

○6番（澤史朗）

なかなか飛騨からほかの地域へ出て行くというのは当然時間も費用もかかりますので、今、教育長おっしゃったようにぜひ強く、必ず飛騨で受けられるようにしていただかないと、やはり量の確保もできてこないの、それを県教育委員会のほうに強く言っていただきたいと思います。

それで3番目のところですけども、現在でも合同部活動、飛騨市内だけではなくて、高山市内の一部の学校と合同部活動を実際に行っているということで、ここの地域クラブ活動への移行についてもその地域、前にお話を聞いている、いわゆる飛騨市内で完結しなきゃいけないみたいなニュアンスで聞こえた部分があったので、やはりそこは広く考えていただきたいと思っていたら、先ほどの答弁では市町村の枠を越えて、いわゆる一つの地域として考えてくださるということで、そうなれば、例えば移動しやすい場所であったり、今後、高山市でも同様に少子化が進んでおりますので、高山市でも学校数が多いだけに、そして地域も点在しているだけに、かなり大変な作業になると思いますけれども、私、中心は生徒ですので、そのために周りが学校を含め、親、そして地域を含めて理解をし合ってやっていかなければいけないということだと思います。この地域クラブ移行についてはコア会議でいろいろと細部にわたって検討されているというお話を聞いております。細かいことはそこにお任せするとして、全体の考え方として地域にとらわれるのではなくて、もっと広い範囲で考えていただくということでしたので、その辺もう一度、くどいようですけども確認させていただきませうけれども、地域というのは飛騨市という一つの自治体ではなくて広域で考えて、広域で考えるということは、当然、飛騨市の指導者が高山市のクラブの指導に行ったり、逆に高山市の指導者が飛騨市のクラブで指導したりということもある、人材バンクではないですけども、指導者バンクみたいな形をとりながらやっていくのも一つの方法かと思いますが、その指導者に関して、先ほどの続きですけども、そんな考え方は今後どうなんだろうということと、もう一度枠の確認をお願いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

先ほども「高山市とも。」と申しましたが、そう簡単な話ではありません。と申しますのも、それぞれの市町村によってもやり方が異なっております。この地域部活の、要するに受け皿となる団体がどのようにしていくかということですね。そうしたときに、これは教育委員会で全部固めているわけでもございませんので、そうしたことがどこまでそれぞれが折り合いをつけたり、それからそういうことで手を組めるかということも出てくるかなというふうに思います。これは本当にそれぞれの協議であったり、活動の指導者の考えというのもすごく重要なことですので、今現在働きかけてまいりたい。それから新しい子供たちのスポーツや芸術の社会教育としての在り方を作っていくんだということに向かってはいるんですけども、なかなかそのところの転換が難しいところもございます。理想は大きく、はっきりしているんですけども、詳細になると、非常にいろんな解決できにくい問題がたくさんございまして、難しいことがございます。今その一つ一つをとにかく洗い出しながら、どうしていくかということを考えているところでございます。高山市とも相談をしてまいりたいと思いますが、それぞれお互いそこで、今、必死なところでございまして、飛騨市内だけで完結できないものについては、どうしてもやっていかなければいけないということを考えています。指導者バンクにつきましても同じことですが、この飛騨市内だけのものはこれから順次充実させていくことができると思っていますが、またがるものについてどうしていくかということは、また今後、そのあとの展開になっていくかもしれません。

○6番（澤史朗）

この中学校部活動の地域クラブへの移行ということは、3年間の猶予というか、それがああるんですけども、いずれにせよ、やっていかなければいけない部分があって、いろいろと本当に教育委員会をはじめ、その関係者の皆さん大変なことだと思いますが、教育長も今おっしゃったようにそういった一つのところにとられるのではなくて、もう少し広い考え方を進めていくのも、これは大いにありだと思いますので、それはまた教育委員会同士だけではなくて行政同士での話し合いということも当然、出てくるかと思しますので、なんせ子供たちの、生徒のために何が一番いいのかということを考えてやっていただきたいと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上で質問を終わります。

〔6番 澤史朗 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で、6番、澤議員の一般質問を終わります。

◆閉会

◎議長（住田清美）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は午前10時からいたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後2時43分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 住田清美

飛騨市議会議員（3番） 谷口敬信

飛騨市議会議員（4番） 上ヶ吹豊孝